

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番。1、下田・賀茂圏域の医療行政について、2、スポーツ少年団の育成について。

以上2件について、2番 藤井六一君。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 議長の許可をいただきましたので、私は下田・賀茂圏域の医療行政、それとスポーツ少年団の育成、この2点について質問させていただきます。

下田・賀茂圏域の医療行政につきましては、6月定例市議会でも一般質問いたしましたが、今回また思うところがありまして、再度質問をさせていただきます。当局には歯切れのいいご答弁をお願いいたします。

まず、大項目の1点目、下田・賀茂圏域の医療行政について質問いたします。

下田市は、現在、策定を進めている第4次下田市総合計画・基本計画案の中で、地域医療の基本目標を「いつでも適切な医療が受けられるまちを目指します」とうたっています。さらに、基本計画案では「この地域は専門病院の不足や診療科目にも偏りがあり、第一次救急、第二次救急医療体制の充実が望まれる」とも指摘しております。

この地域では今、地域唯一の公立病院、共立湊病院にかわる新病院の建設計画が進められておりますが、この新病院も地域における病院と診療所の連携、地域医療の質の向上などを掲げ、地域医療の充実を基本目標にしております。住民の生命、健康を守る地域の医療は、行政にとって最も重要で、最優先すべき施策であったはずなのに、なぜか置き去りにされてきております。それが最近になってようやく表舞台に顔を見せるようになってきました。

ここで市長にお尋ねいたします。

下田市の医療は今後どうあるべきなのか、その進むべき方向性について市長はどのように考えておられるか。また、第4次総合計画の基本計画案はどなたが作成した案なのか。また、今大きな問題になっている新病院との関連性がいまいちはっきりしていないようですが、市長はこの基本計画案の中で、新病院をどのように位置づけしておられるのかお尋ねいたします。

基本計画案では、専門病院の不足、診療科目の偏りを指摘しています。

市長にお尋ねいたします。

この地域での専門病院とはどんな規模の病院を指して言うておられるのか。また、専門病院の不足がこの地域の医療にどんな影響をもたらしてきたと考えておられるのか。さらに、現状の救急体制で何が欠けていると思われるのか。そうした医療行政上の不具合を下田市は今後どのように整備していくお考えなのかお尋ねいたします。

賀茂圏域には、一部事務組合が経営する公立病院、共立湊病院があります。地域の中核病院として、その責務には重いものがあるようですが、公立病院が地域の医療機関と連携した地域医療の質の向上、こうしたことについて十分その役割を果たしてきたとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

公立病院は、その責務として、民間病院がやらない政策医療や不採算医療なども手がけるとされていますが、救急医療は別としても、周産期医療、高度医療などは多額の経費がかかるという理由でこれまで行われておりません。中核病院がこれでは、地域の住民は安心して生活できないでしょう。しかし、これは一人病院組合だけの問題ではありません。地域全体の問題だと思います。このことについて、市長はどのように考えておられるでしょうか。地域医療の面からどう解決していったらいいとお考えでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

一部事務組合構成市町の厳しい台所事情もわかります。しかし、現在、構成市町が支出している病院組合への負担金は、国からの交付金をそのままスルーしているだけで、市や町の懐には一切関係はありません。公立病院といっても、自治体は全く財政的な負担をしていないのであります。賀茂圏域の市や町は、これでも公立病院を経営していると胸を張って言えるでしょうか。私はこの公立病院のあり方を再検討する必要があると考えておりますが、市長、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

市長は日ごろ身の丈に合った行政、身の丈に合った医療という言葉をよく使われております。医療でいう身の丈とはどこまでを指しているのでしょうか。私は人の命を守る医療に身

の丈論は通用しないと考えますけれども、市長のご見解をお伺いいたします。

総務省は、会計方式が異なる病院の企業会計であっても、やむを得ない場合は市町の一般会計から適正な繰り入れを行い処理をしてもいいと、全国の自治体に対し自治財政局長名で通達を出しています。金は出さないが口は出す、そういう総務省の体質をよくあらわしているようですけれども、このことは病院会計に余裕はないけれども、どうしても不採算部門の診療をしたい、そういうときは一般会計からの繰り入れを特別に認めるというものであります。

ここで市長にお尋ねいたします。

指定管理者がかわり、新病院がスタートしても、高度医療や周産期医療などいわゆる身の丈以上の診療については、これまでどおり患者の自己責任で処理しなさいということなのか。それとも新たな指定管理者との間で採算に合わない医療科目の設置についての打ち合わせが行われているのかどうかお尋ねいたします。

賀茂医療圏域の医療機関の数は合わせて57機関で、このうち病院は精神科を除くと8病院になります。この8病院が備えている病床の数は、一般病床が394床、療養病床が718床、賀茂医療圏は県下でも唯一、療養病床が一般病床を上回る圏域だそうです。この少ない病床のうち154床を公立病院である共立湊病院が占めていることになります。共立病院は、今や賀茂圏域の救急医療、急性期医療を担うかけがえのない存在になっております。

ところで、今、この公立病院の存続を危ぶむ声が住民の間で大きくなってきております。もしこうした声が事実だとしたら、地域住民、とりわけ下田市民に与える影響には大きなものがあると思います。こうした質問は、それは病院組合の問題だから遠慮してほしいと、これまで制限されてきましたけれども、病院組合に対し意見の言えない、意見を述べる場所もない地域の住民、市民にかわって、あえて質問させていただきます。ご答弁できないところは、それはそれで結構です。できる範囲内でご答弁をいただきたいと思います。

昨年12月、共立湊病院を運営する指定管理者に選ばれました医療法人社団聖勝会が、周囲からの圧力があったということで、指定管理者を突然辞退いたしました。この辞退を受けて、病院組合は当初聖勝会と競って落選をした医療法人健育会と、初めから公募に応じなかった地域医療振興協会に指定管理者受託の意向を打診しております。病院組合は、健育会からは正式に断られましたが、地域医療振興協会からは正式な回答がないまま、次に社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス、いわゆるJMAと交渉を始めています。

現在、このJMAとの間で話が進んでおりますが、住民から聞こえてくる声は、このJM

Aを次期指定管理者に選定した仕方が公平・公正ではなかったのではないかとあります。公募に応じなかった地域医療振興協会や途中で辞退した聖勝会に提示された公募条件とJMAに提示された募集条件の内容が著しく異なっており、これが不公平・不公正ではなかったのかということの理由であります。

例えば、病院組合が購入する予定の医療機器の問題があります。地域医療振興協会は、4億円の予算では質のいい医療に対応できないので、もう少し増額できないかという要請をしたようであります。しかし、これには納得のできる回答はなかったそうです。ところが、JMAには4億円の予算にさらに1億円を上乗せし、5億円の予算計上をしております。

このほか、病院の職員住宅の建設問題があります。職員住宅は途中で辞退した聖勝会も、病院に隣接して建設してほしいという要望を出しております。これに対し、病院組合はこの申し入れは却下しております。ところが、JMAの同じような申し入れに対しては、病院に隣接して2棟の職員住宅を建設することを決めまして、既に約4億8,000万円の事業費が議会で承認されております。

また、指定管理者の公募条件の中に、減価償却費の全額負担という項目があります。ところが、JMAが病院組合に提出した指定管理者申し込みの申請書に添付してある収支計画書によりますと、減価償却費は全額支払う。しかし、これに見合うくらいの額が病院組合からJMAに支払われるようになっている、そのように読み取れます。減価償却費を全額支払っても、国からおりてくる、交付される交付金が一定割合で交付されるという内容で、もしこれが読みどおりだとしたら、指定管理者には新たな負担は生じません。しかし、その分病院組合は減収になります。これからの組合運営の支障にならなければと思います。

ここで、市長にお尋ねいたします。

これらは病院組合の問題だということで、ご答弁いただけないということであれば仕方がないことですが、住民の間で巷間ささやかれているこうした情報が事実かどうか、それとも根拠のない全くでたらめな情報だというのは、その点だけでも結構ですのでご答弁いただきたいと思います。いかがでしょうか。

私があえてこうした問題に触れるのは、これらは病院組合だけの問題ではなく、下田・賀茂圏域の医療行政を進めていく上で避けて通れない問題だからであります。ここで新病院の建設計画がたまずきますと、賀茂圏域から公立病院がなくなります。わずか西伊豆町の病院だけが1つ残ることになります。この圏域の医療のバランスが大きく崩れてしまいます。そして、やがてこの地域の医療が崩壊してしまいます。そういうおそれが十分あるからであり

ます。今回の公立病院の建設計画は、地域全体の医療バランスの中で考えていかなければならない問題であります。一步間違えば地域医療の進むべき方向を見失ってしまう危険性があると思います。この点、市長はどのようにお考えでしょうか。

この項の最後になります。医療空白について若干お尋ねいたします。

いつまでも煮え切らない協会を断念し、規模を縮小してもほかを当たりたいということで、そういうことのようにでしたが、そうしますと、また新たな問題が出てまいります。第二次救急医療に特化し、病床を50床ぐらいに縮小するという考えのようですが、病床数を50床にしますと、病床1床当たり59万4,000円、合わせて9,000万を超える交付金は、単純計算で3分の1の約3,000万円に減少してしまいます。大きな減額になりますが、これの補てんが構成市町の臨時負担金としてはね返ってこないのか。また、規模を縮小して医療行為をする病院運営、これには多額の赤字が出ると予想されます。この赤字の補てんが病院組合の上にかぶさってこないのかどうなのか、このあたりのケアはどうなっているのか、市長にお尋ねいたします。

次に、担当課長にお尋ねいたします。

一次救急医療で、現在、共立湊病院に収容されている患者の件数は年間何件ぐらいになっているのかどうか、おわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

共立湊病院が収容している二次救急以外の救急患者、私は相当な数に上っているのではないかと見ております。共立湊病院が23年4月から約1年間空白になるじゃないかと言われているこの間の穴埋めを、もし二次救急に特化した場合、二次救急以下の患者、行き場所が当然のようになくなります。そうなったときに、そうした患者は市内の診療所やクリニックに殺到するのではないかと予想されます。そうなった場合、診療所やクリニックはパンクしてしまいます。こうした事態になったときの対策はどうなっているのでしょうか。

仮定のことは言えない、よく市長はおっしゃいますけれども、これはもう目に見えて、仮定の話ではないんです。むしろ現実の話なんです。これは市民に直接かかわってくる下田市の医療行政の問題であります。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、大項目の2つ目、スポーツ少年団の育成についてお尋ねいたします。

下田市には、現在、スポーツ少年団に加盟しているスポーツ団体、野球、サッカーなど6種目、13団体、合わせて254人の子供たちが登録されております。そして、それぞれのチームがそれぞれ日程を組んで練習に日々励んでおります。そうした子供たちの姿は、見る者の私どもにほのぼのとしたものを感じさせてくれます。

子供のクラブとはいえ、日々のトレーニングは非常にハードです。例えば陸上競技は敷根のグラウンドで毎週、月、火、木、金、午後6時から8時半まで、さらに土、日が午後4時から5時半までみっちり練習をしております。サッカーを見てみますと、毎週火曜日の夜間、下田小学校のグラウンドをお借りいたしまして、6時半から8時半まで指導者の熱い指導を受けております。最近ではこうしたトレーニングの成果が出て、陸上競技、水泳なども静岡県の大大会に参加しましても上位に入賞者が出るなど、地域のレベルを確実に上げてきております。何が子供たちをここまで夢中にさせているのか。1つには指導者の熱い意気込みもあります。

最近、その指導者から、行政がもう少し財政的な応援をしてくれたらという声が聞かれます。下田市も過去、スポーツ少年団に対し10万円くらいの補助金を出していた時期もあったようです。10万というのはチームごとではなく、全体に対して10万。その全体に対する10万、それが8万円になり、4万9,000円になり、そして今はゼロになっております。スポーツ少年団の経済的な自立は、全国的に共通した悩みのようにありますけれども、財政的な理由でせっかく芽生えてきている子供たちのスポーツにかかる夢を終わらせることはできないと思います。

そこで提案なんですけど、財政的援助は必ずしも補助金、いわゆるお金を支給する、そういうことだけではありません。各チームの大きな負担になっている会場の使用料、夜間照明料、プールのコース占用料、こうした決められた料金には、市長の裁量でできる減免措置が適用されることになっております。今回、こうした少年団の会場あるいは施設使用料、そうしたことにこの市長の減免措置が適用できないものかどうなのか。

例えば、サッカーを例にとりますと、毎週1回、小学校の夜間照明施設を使用しています。1回の使用料が2,500円、月に4回ですから1万円、1年では12万円になります。現金の補助ではなく現物支給、この減免措置を適用することによって、現物支給的な形になりますが、そういうような援助ができないかどうか。青少年の育成という広い観点から検討していただき、市長には子供たちの朗報になるようなご決断を期待いたしまして、趣旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初の下田・賀茂圏域の医療行政ということでのご質問が大変たくさんございました。先般の議会の中で、病院組合の問題に余り踏み込んでというような議会

側の配慮もあったようでございまして、私もどこまで答弁が許されるのかという判断をしながら答弁をさせていただきたいというふうに思っております。ですから、答弁ができないところは、議員のほうからもいいよということございまして。なるべく答弁してほしいということですから、私の判断の中で考えながら答弁をさせていただきたいと思っております。

1点目に出てきました下田市の医療が今後どうあるべきか、その方向性というようなことございまして。それから、第4次の総合計画の中で示されている医療の関係、だれがこの第4次総合計画の案をつくっていたのか。この基本計画の中で新病院をどのように位置づけられているかということにつきましては、まず静岡県には保健医療計画というのがございまして。この中で、保健・医療・福祉の連携、施策、効果的な展開を図る地域単位として、また限られた医療資源の適正な配置と機能連携を図り、医療提供体制の充実を推進するための地域単位として、自然的条件あるいは社会的条件も踏まえた上で、県で保健医療圏というのをまずつくられております。ですから、この下田を含めます賀茂の町、1市5町が1つの賀茂の医療圏という形になっておるわけでありまして。

この中で、下田市の医療提供体制というのを構築していく必要がある。これはただ下田市単体でやるのはなかなか難しい問題があります。特に公立病院というのは一部事務組合ができていまして、関連市町や医療機関との連携をまず進めていくということが当然基本的な事項であるという認識をしております。

第4次の総合計画の計画案というのは、前から言っておりますように、まず庁内の中堅の職員、よく議会でいろいろな計画をつくるのに、よそに委託するんじゃなくて自分たちでつくりなさいよと指摘を受けていまして、まずは若手の職員、各課から出していただきまして、庁内の策定会議という中である程度の原案をつくりまして。これを庁内会議、我々、私も含んだ課長職すべての人間でこれを検討させていただきます。現在は下田市の総合計画審議会という20名のメンバーでこの内容を今、市民の目から見た審議をさせていただいているところございまして。このような過程をもってできた第4次の総合計画を12月の議会に提案したいという形で今進められているところございまして。

2つ目のご質問の中で、専門病院の不足ということがこの計画案の中で指摘をされているということなんです。この専門病院とはどの程度の病院を考えておられるのかというふうなご質問であろうと思っております。

病院というのは、まずは総合病院というのがございます。それから、専門的な医療をやる専門病院というのがあるかと思っております。あとは普通の病院、医院、診療所、クリニックと、

こういうように分けられるのではなからうかというふうに思いますが、私自身は専門病院という中で、この専門病院が不足というのは、やはりこの人口の密度の中で、病院経営という中では、全く医療を、1つ診療科目を絞った専門的な病院というのは、やはりこの地域にはなかなかないというような判断をしているところでございますが、例えば耳鼻咽喉科とか、よく言われるいろんな個人が持っているリ्यूマチの専門病院だとか、いろんな病院というのはあろうかと思いますが、そういう面ではある程度のものは今共立病院の中で、例えば眼科にしても、耳鼻咽喉科にしても、皮膚科の民間の病院があります。しかしながら、いわゆる専門病院と言われる規模の病院はなかなかないというような判断をしております。

本当に専門的に分ければ、専門病院というのはいろんな項目に分かれて、大腸の肛門科だとか、性病科だとか、泌尿器科とか、本当に分ければいっぱいあるわけでありましたが、大都市と違って、この地域にはそういう専門病院がない。だから、難しい病気にかかったときには、やっぱり大都市まで行かなければならないというようなことで、この地域には専門病院が不足をしているということで、この地域の方がそういう難しい病気にかかったときには、やはり管外の病院に行かなければならない。こういうのがこの小さな地域での問題点というような認識をさせていただいているところでございます。

そういうものを今後考える、あるいは現状の救急体制で何が欠けているかというご質問でございましたけれども、やはり今現在、三次救急まではできませんので、二次救急体制を現状あるものを最低限維持をしていく方向性が必要なのかなという認識を持っております。

3つ目に、地域の医療機関と連携した地域医療の質の向上、今まで共立病院がその役割を果たしてきたかということでございますが、これは当然中心になる公立病院、総合病院として、地域のクリニック、診療所と連携をしながら、例えば一次救急で運び込まれた病院、あるいは医院、クリニック等から、うちでは対応できないという形で再度また共立に運び込まれることもあるでしょう。こういうようなこともやっぱり連携ということでは、今の病院では図られてきたというふうな認識を持っているところでございます。

4番目の民間病院がやらない政策医療や不採算医療なども、公立病院としてはその責務として果たさなければならぬのではないかと。救急医療はある程度二次救急ということをして別としても、周産期医療、あるいは高度医療、多額の経費がかかるということが行われていないのではないかと。これは問題があるというようなご質問だったというふうに思います。

やはりこの不採算部門の病院経営というのは、なかなかこの150床の病院の中ですべての診療科目を設置していくというのは大変難しいわけでございます。そういう中では、とりあ

えず今共立病院がやっている規模というものは、今の病院組合の中での精いっぱいやり方、これは地域医療振興協会さんの努力にもよるものかもしれません。

そういう中で、実際には基本的に議員が言われておりますように、交付税措置されたものの範囲で経費の負担が行われているというのがこの一部事務組合の実態でございまして、構成市町間でそれ以上の単体の持ち出しということについては、いろいろ異論が出ているというのは、もう議員もご存じの話でございまして、そういう合意をされている範囲内で病院経営をするというのが現状の実態でございますので、その範囲内でなるべく市民の皆さん方にご迷惑をかけないような病院運営をさせていただいているということでございます。

今言った関連でございまして、財政的な負担をしていないのに公立病院経営をしていると言えるのかと、病院のあり方を再検討する必要があるのではないかとという質問に対しては、今のお答えと大体同じでございまして、公立病院といえども、今全国的に大変な疲弊をしてつぶれてしまう、あるいは一般会計からの繰り出しでどんどん不可能になってきて、医者が撤退をしてしまっているという中で、現在は指定管理者制度でございますから、医療法人が責任を持ってやると言えば、ある程度医者の確保ができていますが、一般の公立病院、自治体が運営をしているところでは、なかなかそういう面での医者の確保というのは大変難しいというような現実が出ていることも踏まえながら、我々は指定管理者制度の踏襲を踏まえながら、何とか医療法人を支援しながらやっていくという姿勢はあります。しかしながら、新たな財政支出というものにつきましては、先ほど言った一部事務組合構成市町の合意ということが一番大事なところではないかというふうに思います。

市長は日ごろ身の丈に合った行政、身の丈に合った医療という言葉を使っておると。身の丈論はこの医療の中では通用しないと考えるがということで、私は多分今まで市長になってから、医療について身の丈に合った医療ということは一言も発言をしてないと思います。頭に中にも全くございません。いわゆる行政運営というものについては、この身の丈論というのはしっかり職員にも伝えてやっておりますが、医療に身の丈というのはあるのかないのかと、僕らは全然頭の中で考えたことはありません。ですから、議員のおっしゃるように、私がどこで言ったかということ逆を聞きたくらいで、頭の中に医療が身の丈に合った医療をすればいいというようなことは毛頭ありませんので、そういう発言、もしどこかで言っているよというものがあつたら、ちょっと指摘していただければというふうに思います。ですから、基本的には医療には身の丈なんかはないというのが原則だというふうに思います。

ただ、行政については、やはり今までやってきた中で、当然こういう小さなところ、人口

の少ないところ、財政の厳しいところにあっては、過大な投資、あるいは過大なものに対しての施策というのはやっぱりやっちゃいけないと。将来に明かりが見えてくるような行政運営をするというのが、僕は身の丈に合ったという行政運営、これはもうよく口にしていることとでございます。

7番目に出てきました新たな指定管理者との間で不採算医療の医療科の設置について打ち合わせができているのかということとでございますが、これについてはまだ指定管理者との、24年の5月からの新病院の中については、向こうからの申請書の内容等で一応議決をされている中でございまして、これからどういうふうな形になるかというのは、これから協議をして契約をするというような段階になろうかと思えます。その前に、来年の4月からの問題とございますが、これはまだ申し入れをした段階でこのような協議がされておられません。

8番目のご質問の中で出てきました、いろいろ市民が言っているよというようなことの中で、現病院、あるいは聖勝会の段階と違って、このJMAさんに対しての問題点ということがいろいろ出てきました。これは多分市民が言っているというよりか、一部の方々、普通の市民がこんなことまで知っているはずはないわけでありまして、こんな減価償却の減額どうなのかとか、職員寮に4億8,000万かけるのはいかなものかなんていうことは、僕は市民から一言も言われたことはありませんし、多分多くの方々がそういうことを不公平だとか、心配だとかと言っている議論というのは全くないというふうに僕は考えております。

しかしながら、これが今議員が当然組合のことで答えられなければ結構ですから、事実か、これが根拠があることかといえ、事実議員がおっしゃった職員住宅を建設すること、それから医療機器が4億から1億増えた、こういうことについては現実のこととございますから、これは事実であるというふうに申し上げてもよろしいかというふうに思います。

その次に、この新病院の計画がつまりと賀茂圏域から公立病院がなくなってしまうという、これは新病院の建設計画というのは、まずもう指定管理者も決めて、これがつぶれるなんていうことは毛頭考えておりません。その中で、新病院の建設計画がつぶれると地域医療のバランスが崩れる、こんなことがないように今我々は一生懸命やっているんだということをご理解いただければいいと思えます。

これはやはり議員がおっしゃるように、病院組合だけの問題じゃない、病院組合議会だけの問題じゃないということであれば、それこそみんな各地域の議会が協力して、これを何とか実現をするという方向に協力していただきたいというのが我々病院組合を運営している側とすればお願いとございまして、相手方に、前もそうでしたけれども、この地域でそういう

大変な病院を受けてくれるという医療法人に対して、まずは来ていただくことに対するありがたさということを感じていただかなければならないと思います。よく言われるように、実際にそこが経営できるのかとか、途中でほうり出したらどうするんだとかと、こんなことを言うから、もう相手側が嫌になってしまうわけでありまして、今までの経過の中で、実際そういう事実がありました。

本来であれば、やはりこれだけの過疎の地域に、それだけの使命を持って来ていただける医療法人がある。それも今回は好条件の中で、大変普通では全国の公立病院では考えられないような条件を出した中でやっていただけたところがあるということに、まずは感謝ということを我々は持って、じゃそういう問題点にどうやって協力していこうかということを考えることが必要であって、もし何かさっきアリの一穴と出ましたけれども、逆にこういうことが、何だ我々はこの地域に病院をやるということに対して、もう最初から経営ができるのかとか、経営内容がどうなのかとか、途中でほうり出すとかというようなことを相手側に我々が思っているなんていうことを言ったら、それこそ逆の立場になれば物すごく相手側にとっては嫌な思いをすすると思います。

こういうような形で、今考えているのは、この新病院建設計画、あるいは来年の4月からの皆さん方が空白と言っている期間をなくすようにやっていただけたところをしっかりとお願いをするということが大事だという認識を持っております。

その後に出てきたのが第二次救急医療に特化し、病床を50床ぐらいに縮小してという考え方、そうすると病床1床当たりの医療交付金が減額になって、各市町のこと、これは病院組合の問題ですから、そこまではお答えする必要があるのかと思いますが、ご心配でしたら、医療交付金が減ることはないと思います。これはもう当然のことです。154床の病床を持っている病院ですから、その医療法人がスタートする段階で、患者さんがいなければ無駄な病床は閉めておくところからスタートして充実をしていくというのは、新病院、24年の5月に出ている申請書の中にありましたよね、あのときも。最初は50床でやっぱりスタートする。それは患者さんがいないからですよ。でも、2カ月、3カ月の間に100床、150床までもうふやしていきますと。それだけ自信を持っている医療をするという相手方の申し入れでございますから、当然そういうことを我々は信じてJMAさんに今お願いをしている中で、これは59万4,000円の議員がおっしゃるようなあれは減ることはないというふうに思います。

次が一次救急で共立湊病院に収容される件数、これは課長にという答弁を求めていますので、後ほどさせていただきます。

その中で、こういう二次救急に特化した場合、一次救急の病院の負担が出てくるのではないかと。二次救急をやるということは、一次救急も当然やるわけですから、変わらないですよ、今までの内容として。実際に今一次救急、多分下田あたりでもそうですが、4つぐらいの病院が年間救急車を受けているというふうに思います。ですから、その中で患者さんが今まで共立湊病院に運ばれていると。ただ、共立のほうとすれば二次救急の患者さんが圧倒的に多いというふうに思いますので、そういう面でいけばこの来年の4月からやっていただける病院、これは今言ったように二次救急の患者さんを運ぶところがなくなるのが心配ということで、やっぱりその辺の充実した体制をとってくださいというのが特化という意味でのお願いだというふうに認識をしているところでございます。

あとスポーツ少年団の育成についてということで、敷根のグラウンド関係の減免ということでございますが、これも長い間集中改革プラン等で取り組んできた中で、ある程度補助金のカット、それから使用料の問題等を決めてきた経過があるわけでございますので、この議会で議員からご要望が出たから、私の配慮ですぐに安くするということはちょっとご返事できませんので、また検討させていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） ただいまのご質問の中で、一次救急医療で共立湊病院に収容されている件数は、通常年に何件くらいあるのか、おわかりでしたら教えてください、こういったご質問がございました。これについてお答えいたします。

まず、一次救急、二次救急等の区分分けでの統計、こういった数値はございません。これにかかわる救急患者についてお答えをいたしたいと思います。

なお、この数値につきましては、共立湊病院組合から報告されています平成21年度の決算における事業報告書の中からの数字をもってご説明いたします。

まず、月別救急患者数という統計調査がございまして、この中で救急車が共立湊病院に搬送している部分があります。その中で、時間内と時間外に分けての統計がございまして。まず、救急車の時間内の搬送件数が520件でございます。通常、救急時間外、休日、夜間、こういったものの搬送がちょうどきりのいい数字で1,000件という数字になってございます。それと、あと患者が直接受診されている、時間外に直接患者が行かれた部分があります。こういったものも救急の一つとしてとらえれば、その数字は3,328件という数字がございまして。

なお、この中に下田の住所の方は750件ということでございます。

これから三次救急、ドクターヘリのほうへ搬送された件数は21件という、こういった数字

がございます。直接搬送するというので、一次と二次の仕分けがなかなか難しいという部分もありまして、そういった部分の仕分けができてないということで、今言った数字で回答とさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） 私のほうからスポーツ少年団の育成についてということにつきまして答弁のほうをさせていただきたいと思います。

スポーツ少年団の学校施設及び吉佐美グラウンド、私の担当は小・中学校の体育施設、それからグラウンド、吉佐美グラウンド、この件につきましての答弁となります。ご承知いただきたいと思います。

施設の使用料につきましては、ご存じのとおり減免をさせていただいております。ですが、夜間照明料は有料ということになっております。電気料につきましては、昨年1年間の数字を見ますと、電気料支払額が73万1,015円、これは小・中学校の夜間照明料と吉佐美グラウンドの照明料、この数字のみでございまして、小・中の体育館、これはちょっとすみ分けが難しかったもので、この金額については含まれておりません。これに各施設大分老朽化も進んでおります。それから、夜間照明ということになりますと、1つ修理をするということでも高所作業車等が必要となりまして、大分修繕料に金額がかさんでいる状態でございます。この金額が126万4,173円、電気料と合わせますと199万5,188円となっております。

昨年1年間、夜間照明料として収入といたしました金額が169万550円、差は約30万4,000円ということになります。これを見ましても、夜間照明料、電気料だけにこだわっておりまして、水道料は特に含んでおりません。この夜間照明料としていただく料金につきましては、施設の維持管理費に使用する金額の相当分であるというふうなご理解をいただきたいと思っております。

ほかの減免につきまして、社会教育団体として認定した団体については、スポーツ少年団ばかりでなく、同じような扱いをさせていただいておりますこともご理解をいただきたいと思います。私の課といたしましては、スポーツ少年団の育成ということに関しましては、この団体だけに限らず、社会教育団体として認定されております幾つかの団体、こちらのほう、ご要望がありましたら、側面からのご支援のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 医療の問題、最初から答弁できない部分は結構ですというようなことからスタートしてますもので、どこまで再質問していいのか、またどこを聞きたいのか、ちょっと戸惑っておりますけれども、二、三点伺いたいと思います。

まず、逆質問されましたけれども、身の丈についてなんですが、新病院建設のときに17億円という数字が出てきましたですね。そのときに要するにここの財政力から言って、17億円程度の医療というか、程度の建物というか、一つのそれが枠というような形で何か話をされていた、計画されていたようなことを当時伺っております。私はそれがこの地域の医療の身の丈なのかなと、そのように理解しておりました。市長、どこで言った、言わない、そういう事柄ではなくて、要するに17億円の医療と、それ以前に九十何億かかるとか、あるいは60億かかるとか、幾つかの数字が出ておりましたですね。そういう中で17億円あれば十分だよということだった。それがじゃ17億って一体何だと。それがこの地域の医療に対する考え方の総枠というか、要するに身の丈じゃないのかな、そのように理解しておりました。

ですから、医療には身の丈はないというのは、私は趣旨質問で言いましたけれども、人の命を予算が100万しかないから、あと10万上乘せすれば助かる命も、100万しかないからできないんだよというような議論になっていったら困るなど。これは極端な例ですけれども、そういうことにならないために、その身の丈というか制限を設けない、そういうつもりで趣旨質問では言わせていただいたんです。ただ、言葉を言ったか言わないかということではないんです。ですから、この問題ではそういう制限というか、身の丈論というか、そうしたものは通用しない、私はそういう意味合いで質問したんです。

この質問の趣旨、底辺を流れているものは、この地域医療をどう考えるか、どう進めていくか。そして、今起きているもろもろの事柄、問題は、その地域医療の中で判断し解決していくべきじゃないのかということをお願いしたかったわけなんです。

総合計画の中で、どなたがこれをつくったんですかという質問をしました。市長のお考えでは、そんなこと何だっていいじゃないかと、余分なことではないかというようなお気持ちがあるかと思っておりますけれども、そういうことでなくて、この総合計画・基本計画の中に2ページというページを割いて入ってますよ。あれを書くには、素人がそのまま書いたとは思えません。だけれども、どこかで何かの機関で医療に通じた人、精通した方が、何かの機関で何かの場所で書かれているんじゃないかなと思うんです。ですから、そういう意味合いがあって、どこでだれが書かれたんですかと。

ということは、先ほど言いましたように、この地域医療という観点から考えたときに、これはただあの2ページに書いただけの事柄じゃないんですよ。この地域の医療のこれからのいわゆる下田市の医療の憲法といいますか、その中心になるもの。そういう意味合いがあるから、だれが書いたかどうかは問題じゃないんです。ただ、どういうところで、どういう形で、またそれを今後進めていく上にプロジェクトといいますか、何かそういうものが今後の地域医療を進めていく上でどう作用していくのか、どう使われていくのかな、そういう点が重要じゃないのかなと、そう思って伺ったんです。

細かな事柄につきましては、やはりこれは病院組合の問題である、またそこまでは答える必要がないだろうというようなこともありましたので、それ以上個々については私のほうもお伺いはいたしません。この医療空白のところ二次に特化したということ、これは昨日の答弁の中ですか、二次に特化したと、そういうことなども、必ずしもそうじゃないんだというように聞こえたんですけれども、これは明らかに病院組合の議会で管理者がそのように説明しております。ですから、これは間違いのないことです。とにかく二次に特化するというのは、二次に特化して規模を小さくして、154のベッドを抱えてでは大変だから、50床ぐらいに規模を小さくして、それでこの1年間のつなぎをやってもらう。そののできるところを探したいんだと、こういう意味合いの話を管理者がしていたんです。だから、この二次に特化という言葉がここでできてきたわけなんですけれども。

そうなった場合、二次に特化、これはおたくはずっと一次に近い、程度がもっと低い、だからとりあえずどこか市内のクリニックか診療所へ行ってくださいよというような場合も当然出てくるんでしょう。そういう患者さんがたくさん出てきた場合に、今までは共立病院でそういうところまで受けていたわけですよ。ですから3,000とか4,000とか、何か数千件あるんじゃないかなんて言う人もいますけれども、そういう数字が出ているんです。

でも、二次救急ということになっていきますと、1,500とかという数字に落ちつくわけです。いわゆる二次以下のその差額の患者さんが今後どこへ行くのかと、どこへ流れるのかと。それが市内のクリニックや診療所に流れるんじゃないのかと。そうなったときに、市内の診療所やクリニックがパンクしてしまうんじゃないのかということなんです。

ですから、二次特化という言葉がいけないとか悪いとか、そんなつもりで言ったんじゃないとかという、そういう事柄じゃないんです。そういうことではないんです。二次特化は特化でいいんです。いいんだけれども、そういうことによって外れている患者さんをだれが今度どこで収容するのか。それを収容する手だてというか方策ができていいのか。それを

伺いたかったんです。

〔発言する者あり〕

2番（藤井六一君） 外野から指導がありましたので、とりあえずそれだけお伺いします。

議長（増田 清君） 質問者に申し上げます。ここで10分間休憩したいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

ここで10分間休憩いたします。

午前 11時 09分休憩

午前 11時 19分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

2番 藤井六一君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 再質問でございますけれども、あれですかね、議員、ご質問の中で、いろいろご意見とご質問という部分とちょっと感じた部分があるんですが、やっぱり一番心配されているのは、一次救急の受け入れということですか。わかりました。

先ほど言っている管理者が二次救急に特化をするということは、先ほど私も答弁申し上げましたように、二次救急がなくなってしまうということで、来年の4月からは二次救急ができるような体制の病院を探すというような発言をされたんだと思います。ですから、当然この中には、二次救急の中にはもう一次のことも当然含まれているという判断で我々は考えておりますし、実際に昨年、21年度で共立病院に救急車で搬入された方が1,522人というふうに聞いております。いわゆる救急で運ばれる患者さんの軽症から始まって重症の方というような形で考えますと、私も一応消防の管理者でございますから、消防組合からデータをとってあるんですが、昨年度共立に運ばれた軽症の方は1,522人のうちの597人で、中等、重症、それから死亡ですね、亡くなられた方も含めると、そういう感じでいけば920人ぐらいがいわゆる二次救急の対象者になるということ、今議員が心配されておりました一次救急の関係ですと、約600を切るぐらいの患者さんが、これは共立へ運ばれた患者さんということでございますね。

ですから、これも含めて1,500人ぐらい、現状よく使われる二次救急、一次救急を含めて共立へ運ばれた患者さん対応ができる救急体制をとれば、その辺の問題は議員がご心配する

市内の病院、クリニックなんかには搬送されることがやたらに増えるというふうには考えておりません。ですから、こういうことを踏まえて、JMAさんのご返事をいただければ、そういうことについても我々は責任を持ってお願いをしていこう、こんなふうには考えております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 先ほどの答弁の中で、交付金の答弁がございました。約9,000万の交付金、1床当たり59万4,000円掛ける154床、この交付金は間違いなく来るんだよというご答弁でした。でも、1年間ベッドを50床に、病床を縮小した場合、このときには廃止にしてしまうとなくなっちゃうから、休止届をしなければいけません。休止届をすると、その時点で交付金の対象を外れちゃうというように伺っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） これも病院組合の内部の問題でございますが、私どもが知っている限りでは、確かに議員がおっしゃるように、公立病院の改革ガイドラインという中では、3年間の平均でいわゆる7割を切ると病床の削減というのは国が動くかもしれないという、あくまでガイドラインの指標でございますので、そういうことを考えたときに、多分毎年の病床の報告は年度末になると思うんですよ。ですから、来年の4月1日から、例えば万が一JMAが医者の確保、それから看護師さんの確保等で50床ぐらいでという考え方があるとすれば、それは徐々に例えば看護師さんが増えてくる、こういうような形の中で努力していけば、これが50床が60床になり70床になりというような経過は必ず出てくると思います。

ですから、24年の新病院開院のときの申請書の中にあるように、やはり受けたときに患者さんがいなければ、もうスタートはその程度になっちゃうわけじゃないですか。今だってもう共立は150床あるのに、多分70床過ぎぐらいの患者さんしか入院させてませんよね。ということはもう50数%の稼働率という、もう今でさえ来年の3月までやらなければならない、管理者がそういうもうていたらくのことをやっているわけですよ。はっきりそれは我々は来年の3月まで指定管理者としてしっかりやってもらいたいという願いがある中で、そういう状況でございますので、23年、来年の4月から受けて、例えばスタートが50床でスタートしても、今度は24年の3月の段階でそれが60になり70になりという可能性は十分ある。それが3年平均の中で下回った場合に交付金の問題にかかっていくというふうに我々理解しておりますので、その心配はないという判断をしております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） ちょっと何かすれ違っているんじゃないかなと思うんですけれども、

新病院への移行の際のことを聞いているわけじゃないんです。1年1カ月と言われているそのつなぎの期間、この期間は新たに医療機関として申請をし、何か認可を得てという、そういう手続が必要になるんじゃないでしょうか。そのままずると行くんじゃないで、民間ではよくそういうことがあるでしょうけれども、公共の公立病院ですから、地域医療振興協会が23年3月31日で切れたときに、ここでそれを廃止するか何かの手続が必要になりますよね。23年4月1日から24年の5月までですか、その間までの医療をやるところが新たに医療認可の申請をする必要が出てくるんじゃないでしょうか。そして24年の5月からJMAが新たにまた医療開始の手続が必要になる。そのような段取りが必要になるんじゃないでしょうか。

そうなったときに、来年の4月から1年1カ月やる医療機関……

議長（増田 清君） 3分前です。

2番（藤井六一君） 医療機関、ここはさかのぼって3年どうのこうのじゃなくて、その時点でもう終わっちゃっているの。1年間のことですよ。この1年間は、ベッド50床の新たな病院がそこでスタートするわけですよ。そうなったときに、ベッドがそこで廃止にしまえばなくなっちゃいますから、ですから休止か何かにして生かしておかなければならないと思うんですけども、そうなったときに、この金のない政府がそこまで甘くはないでしょう、総務省は。見て見ないふりして154床満額交付金をくれるということはありませんよ、それは。手続上そんなことはできません。そうなったときに、やはり3分の1の59万4,000円掛ける50床の交付金しかおいてこない、そう見るべきじゃないでしょうか。私はそのように思いますけれども、間違っていたら後で訂正しなければならないですけども。そこをもう一度確認したい。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） あくまで共立湊病院は150床プラス感染症の4床、合わせて154床で、今度は感染症の分まで公立病院に対しては病床交付金がつくことになりました。これはもう大変いいことでありまして、150が154床までつくという判断の中でやっております。

来年の例えば4月からJMAさんが来ていただくような形になれば最高なんです、その段階で50床の病院になるわけじゃないんですよ。154床の病院を指定管理者として受ける。だったら、今の共立病院が50何%しか稼働してない中でやっているわけですから、それはもう病院側の姿勢として、やっぱり医者の確保、看護師の確保ができなくてやれば、今の共立ができないのは、150床を埋められる余力がないからやってないだけの話じゃないですか。

だから、これは僕らは一応県の医療局のほうと相談しながら、こういう形の中で進めておりますから、そういう中でこの交付金の関係についても問題ないというご返事をいただいている中での答弁でございますので、問題はないというふうに考えております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 時間がないからあれですけども、ちょっと質問と答弁が食い違ってます。私はそういうことを聞いているんじゃないんです。それはJMAが23年、来年の4月1日からやってくれば、これは問題がないこと、50床に特化するとかしないとか、そんなことはもうないわけですから。ただ、50床に特化して、規模を小さくしてどうのという、そういう話が出ているので、そうなったときには交付金も減るんじゃないかということを知っているんですが、そうならないということであればいいんですよ。問題ないんです、これは。

今の共立病院、地域医療振興協会がていたらくだ何だと、そんな議論はここには関係ないんです、これは。関係ないです。そういうことを言うからおかしくなっちゃう。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 50床の病院を開院するわけじゃないんですよ。もう154床の病院がある。それを指定管理者として受ける。でも、今言ったように看護師さんがどんどん下田病院なんかへ持っていかれたりして、今現在減っているわけじゃないですか。そうすると、幾ら154床の病院を持っていたって、看護師さんがいなければ運営できないという中で、当然病院側の姿勢として運営する中で、要するに100床はできないだろう、150床はできないだろう、スタートするときはそのくらいでスタートしてやっていて、1カ月の間に看護師さんも増えた、体制もできた、患者さんもどんどん来るようになった。そうすればこれは60床になり70床になり80床になっていくじゃないですか。最初からそんな50床の病院をやるための許可を取るなんていうことはないということを言っているわけです。

2番（藤井六一君） 意味を市長、取り違えている。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時41分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

市長。

市長（石井直樹君） 藤井議員の質問と答弁がかみ合わないということで、今大変貴重な時

間を中断してしまって申しわけありませんでした。今、藤井議員とも話したんですが、藤井議員は交付税は絶対減るんだというような形でございますが、私どもの答弁は減らないという答弁、これはもう幾らやっても平行線ということであれば、ここで確たるものがとれませんので、とりあえず私の答弁はこういう答弁、それから藤井議員の質問は質問ということで残していただいて、また心配でございますので、その辺のことを確認をさせていただきたいと思います。

それから、先ほどこちょっと僕、答弁の中で行き過ぎた発言があったんじゃないかなと思って、今反省しているんですが、今共立さんを受けている病院でどんどん患者さんが減ってますね。受けないという事態も出て、市民からも文句が出てます。そういう中で、病床の稼働率も、もう150のベッドを持っているのに70人ぐらい先という数字で、パーセントでいけば57%、こんなていたらくのことをやっているとはというような話をしましたけれども、大変協会に対して不謹慎な発言をしたことは、一応この議会の中でおわびを申し上げておきます。

以上でございます。

議長（増田 清君） これをもって2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番。1、共立湊病院の新築移転問題と地域医療について、2、ヒノキ沢林道沿線の産業廃棄物処分問題等について、3、下田市立幼稚園及び保育所再編整備基本計画について。

以上3件について、1番 沢登英信君。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） それでは、議長の紹介順に質問をさせていただきたいと思います。

第1に、共立湊病院の新築移転問題と地域医療について質問をさせていただきます。

総務省は平成19年に公立病院改革ガイドラインを公表いたしました。これにより共立湊病院組合は長隆氏を座長に、ほか7人の委員に依頼をしまして、共立湊病院改革推進委員会を設置し、平成20年11月21日、共立湊病院改革推進に関する答申を得ました。これは現在の湊病院が築39年を経過し、老朽化のため新築が必要となっている中で、利用者の減少を防ぎ、利便性の確保のため、下田市への移転、南校跡地が最良で、各市町に特別の負担を求めなくても、プロポーザル方式によって新病院が建設できるという提案であったかと思います。

経営形態については、指定管理者を公募し、交付税の一定額を指定管理者に交付する、第2としまして、利用料金制を採用し、第3に赤字補てんは行わない、第4に減価償却費は徴

収するなどという答申の内容でありました。この方向づけが昨年12月18日の医療法人社団聖勝会が指定管理者辞退を公表いたしましたしてから、大きく狂ってきていると言えると思うわけであります。そして、下田市民も医療行政に対する不安と不信、疑念を抱く事態と今日なっているかと思えます。共立湊病院組合は、7月1日には社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（JMA）を指定管理者に決めました。

そこでお尋ねをいたします。

JMAによって共立湊病院はどのような運営がなされ、下田市民にどのような医療が提供されることになるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

答申では、共立湊病院内で開業医の参加を得て、第一次救急の対応を行い、重症者は病院の当直医師が対応する方法を検討すべきである、こう記されているわけであります。下田市長としてJMAと賀茂医師会との連携など、どのように検討をされているのか、また地域医療はどのように進めようとしているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、新病院の職員住宅の建設と下田市の負担金についてお尋ねいたします。

市長は以前、市内経済の活性化のため、病院職員住宅は建設せず、市内のアパートや借家を利用すると言っておられました。どうして4億8,100万円もかけ、病院職員の住宅を建設することになったのでしょうか。元利償還金が病院経営を圧迫しかねないのではないかと思うわけであります。また、このような工事は地元業者を含めて入札をさせるべきであると思うわけであります。どうお考えになっているのかお尋ねをします。

さらに、4億円とされていまして医療機器購入費が1億円増額され5億円に、また土地も自己資金で5億円余で購入済みであります。病院の建設費17億8,200万円に対し、5億8,100万円もの増額比率となっているわけであります。そして、この病院が23年の4月から24年の5月までのこの間、さらに新病院ができるということになりますと、今の共立湊病院の建物等々は廃止をしていく。10億を超える特別損失金が出てくるということが想定されると思うわけであります。これでは1市5町の病院の負担金が増額されないでできるという保証がどこにもないのではないか、こう思うわけであります。

平成21年度病院組合の決算で見ますと、下田市の負担金は5,349万3,000円で、1市5町の負担総額は1億4,868万円となっております。これは藤井議員が指摘しましたように、すべて普通交付税がその財源となっているわけであります。JMAによって安定経営が本当に図れるのか、途中で放棄されるというようなことになりましたら大変な事態になるわけであります。

減価償却費を全額負担するとされているわけでありますが、JMAはこのことがどうしてできるのか、そのわけをお尋ねをしたい。指定期間中の新病院の収支計画を市長としてどのように判断をされているのか。指定期間では10年間でありました。これがJMAによって15年に引き延ばされる、こういう財政計画が出されていようかと思いますが、その判断を求めたいと思います。

第3は、医療空白はどのように克服をされるのかということであります。

共立湊病院は年間1,500件からの救急患者を受け入れ、約1,000件近くの手術をしているわけであります。また、時間外診療等救急車を使わない方々を含めると、5,000件からを対応している、こういうことになるかと思うわけであります。救急患者のたらい回しで命を失う市民が出ましたら、これまた大変なことであります。医療は公的なものと位置づけられ、市長の責任のうちにあると言えます。

当市で成人病検診をいたしましても、結果は個人に返されるだけであります。公衆衛生行政に十分生かされていないために、住民の健康にして文化的な生活が総合的に保障されていない、こう言えると思います。つまり健康に暮らすには、個人責任だというわけであります。

しかし、私たちは岩手県の旧沢内村の実践を手本にすべきであると思いますし、近くは埼玉県秩父郡小鹿野町での実践、自治体病院は赤字ではあっても、国保会計は黒字で、かつ老人医療費は埼玉県下で最低、住民1,750人当たり保健師1人という配置になっておるそうであります。全住民を健康台帳で管理している。そして、ひとり暮らしの老人から電話が来ますと、保健師が行けないときは他の役場の職員が、それができないときは消防署の職員が駆けつけると町長は誇らしげに語っているそうであります。病院経営は赤字であっても、病人を多く生み、国保会計をパンクさせかねないような医療行政であってはいけないと思うわけであります。このような地域医療行政をどのように進めていこうとしているのか、市長の見解をお尋ねをしたい。

共立湊病院の移転だけではなく、下田病院の新設、あるいは康心会の新しい病院をつくらうというようなこの状況、下田市の状況下も含めて、市長はどのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思うわけであります。

次に、文化勲章受賞者、大久保婦久子さんの実の姉、神谷ち恵さんの遺言執行者からの寄附金2,000万円はどうされたのかお尋ねをいたします。共立湊病院の医師招聘のために積み立てられる、こういうことですが、この積立金はいつどのように使われるのでしょうか。積

み立てておくだけでは寄附者の意図はいつまでたっても実現がされない、こういうことになろうかと思うわけであります。

次に、大項目のヒノキ沢林道沿線の産業廃棄物処分問題についてお尋ねをいたします。

株式会社ワイティービジネスの再開反対についてでございますが、ワイティービジネスの産業廃棄物処分量に関する県市共催によります説明会が平成22年7月7日、市民文化会館で開催をされました。静岡県民生部環境局白井次長、廃棄物リサイクル課市川課長らが県知事の下承のもと説明するとされまして、「許可の取り消しから10年が経過し、この間違法行為がなされなかったので許可せざるを得ない。ただ許可するのではなく、条件をつけることがよい」とされたわけであります。

石井市長は、この発言を受け入れ、検討委員会の設置を提案されましたが、この説明会での市民からの発言は、市長提案を受け入れる者は1人もありませんでした。それだけではなく、市長は許可のための条件づくりをしないように念押しをされていたかと思うわけであります。この件については、下田市議会は平成20年12月、21年の9月議会におきまして、不許可を求める決議が2度されているわけであります。昨年の4月には、1万2,862名もの反対署名が3区の区長さんの呼びかけで集められ、昨年の6月1日、既に県知事に届けられているところであります。

ところが、市当局は本年8月6日、大沢地区産業廃棄物処理業に関する検討委員会運営規約を議会に諮ることもなく定め、検討委員会を立ち上げているわけであります。市の行政は地方自治法や下田市条例に基づいて執行されなければなりません。この検討委員会はどこに法的根拠を持っているのか、まずお尋ねをしたいと思うわけであります。

次に、下田クリーンセンターについてお尋ねをいたします。

市は、有限会社大伴産業地内の下田市大沢字ヒノキ沢1711番155番地ほか2筆990平米での株式会社下田クリーンセンターの土地利用計画の承認を21年8月25日交付をしております。1,000平米以下で申請の対象外であるのに、あえてお墨つきを与えるかのような承認を決定をしたわけであります。

事業内容は、日に5トン、月122トンの破碎能力を持つ中間処理施設で、持ち込み量は月に400トンだと。うちリサイクル分が279トン、最終処分量は月に121トンとなっているわけであります。そして、稼働に当たっては、前もって地域住民に業者が説明するように言っていると副市長の答弁ではありますが、住民説明会はなされているのでしょうか。その後の操業の予定はどうなっているのかお尋ねをしたいと思えます。当然、廃棄物処理法に基づきます

産廃業の業の許可が必要となる事業かと思いますが、これらの許可申請はどうなっているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、介護老人保健施設ふれあいの下田増築工事に伴います残土処理計画についてお尋ねいたします。

地域保健福祉計画は平成23年度末までに伊豆圏域、いわゆる下田・賀茂圏域で30床増床する計画となっています。平成21年11月5日、石井市長は第4期介護保険事業計画期間、平成21年から23年度の介護老人保健施設の整備計画として、ふれあいの下田、現在70床を30床増床し100床とすることを決めたとあります。そして、この工事に伴い、本年7月中旬、近所の住民から苦情が寄せられたため、市当局は工事に対する説明を業者に求めているわけです。

医療法人辰五会の介護老人保健施設ふれあいの下田、下田市柿崎字田代295の1、下田東中学校の隣の場所です。工期は平成22年7月27日から平成23年3月31日まで、うち残土排出期間は平成22年8月2日から平成22年9月30日までとなっているわけです。

計画搬出土量は、宅地造成残土処分量764立米、建設残土処分量2,876立米、合わせまして3,640立米となっているわけです。これはこの建物が地下1階、地上3階の建物にするということで、宅地造成の土砂だけではなく、建築用の土砂が大量に2,876立米も出るという計画となっているわけです。

この問題の第1は、柿崎から伊豆急駅前を通過して大沢字ヒノキ沢の有限会社大伴産業の産廃場でありました敷地内に積み上げるわけです。残土排出量、日に160立米、最大の排出時としております。運搬車両台数が日に4台、運搬の回数が日に8回というわけです。四八、三二回、往復ですから64回、まさに1台の車で運ぶ量は比重から考えまして5立米となっているわけです。3,640立米を5で割れば、運ぶ回数が出てくるというわけです。伊豆急駅前8分に1台のダンプが通行する、こういうことになるわけです。

市当局は8月6日には副市長と協議し、土地利用の案件として扱わないという判断をしているわけです。土地利用事業に関する指導要綱は、一団の土地の規定をしております。一団の土地として見れば、2,527平米、3,939立米の土砂の処分をヒノキ沢にするということになるわけです。土地利用事業の申請が必要な面積は1,000平米以上ということになります。当然土地利用が必要な案件である。また、静岡県土採取等規制条例の申請量は2,000立米以上となっているものであります。この条例の適用も必要なわけです。

そして、副市長はこのような判断をしないで、規制外の扱いとどうしてされたのか。これからの台風時期に入り、2メートルも積み上げられました土砂や土石が流出する危険がないのか、大きな問題をはらんでいる。

しかも当局のこの姿勢が問題にされなければならない。クリーンセンターについては、対象でないのに対象にし、そして業者の要望によって思われるように、これは対象であるのに対象外にする。このような判断をしていては問題ではないかと思うわけであります。

その理由は、ここに上げましたように、宅地造成分と建築分に分け、さらに捨て場が100メートル程度しか離れていないのに2カ所に分けるんだ、こういうことで4,000立米以下が2,000立米以下になる。そして、この1711の53番地だけを見ましても、合わせれば1,337平米の土地を使って処分をするということでありますので、当然これは土地利用の対象となる案件であります。

さて、次に、下田幼稚園・保育所再編整備計画についてお尋ねをしたいと思います。

この再編整備計画は、下田保育所と下田幼稚園を残し、他の3幼稚園、5保育所を基本的には平成25年度で廃止をするというものであります。そして、第3保育所は平成23年度末に廃園をし、在園児は他の7園に移動をしていただくという大変なものであります。そして、平成24年、25年度、第3保育所の場所に認定こども園を建設し、平成26年度から運営を開始するとしているわけであります。

8月23日の全協で配付されましたアンケート結果や意見集は、7月1日から7月29日まで、実質16日間で説明会を持ち、教育委員会の皆さんは大変な努力をされていることがうかがえるわけでありますが、この席で市民にどのような説明をされたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それは第3保育所の我が子の心配、弟や妹が兄や姉と一緒に保育所に通えない。ある一定の期間は第3保育所に、弟や妹はほかの保育所に、こういうことになってしまう。大変困った事態だ。さらに、10年から15年後には、第3保育所跡の認定こども園しか残らない、こういうことでは当然通園バス等を出していただかなければ困ると、こういう意見が出されて読み取れるわけであります。したがって、どのような提案をされたのか、まずそこをお尋ねをしたいと思います。

そして、この案を8月31日、市幼稚園・保育所再編整備基本計画を市立学校再編整備審議会に諮問したことが報道されました。どのような日程で進めようとされているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

第3に、なぜ第3保育所を23年度末で廃止し、しかも2カ年もかけて第3保育所跡に認定こども園を建築することになるのでしょうか。2カ年も建築工期がなければ建物ができないということなのでしょうか。そして、10年後かには第3保育所跡の認定こども園だけで、下田保育所や下田幼稚園も廃止してしまってもよいのか。

平成17年3月の幼保一元化に向けての幼稚園・保育所の再編整備計画も、平成18年8月の下田市立学校再編整備審議会の答申も、4区に4園の幼保一体化の施設整備を答申をしてきているわけであります。今回の基本計画は、稲梓地区、朝日地区、白浜、浜崎地区には幼稚園も保育園もなくしてしまうという計画となっているわけであります。地域社会と切り離された保育や幼児教育とはどんなものなのでしょうか。朝日小、白浜小、そして浜崎小や稲梓小学校があっても、そこに幼稚園も保育園もない、そんなまちづくりで果たしてよいのか、教育者としての教育長にまずこの点をお尋ねをしたい。

次に、市長にお尋ねをいたします。

石井市長はかつて、平成17年度までに白浜幼稚園と保育所を統合し、新たな白浜幼保園を建築をする。地域の子供は地域で育てるという理念のモデルにしていきたいと言っていたわけであります。しかし、この間やってきましたことは、浜崎幼稚園、18年に廃止、稲生沢幼稚園、平成20年度に廃止のことだけであったかと思うわけであります。まさに先人の努力を覆し、認定こども園1園のみにするまちづくりを進めようとするお考えなのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

そして、昨日の一般質問の中で、認定こども園は木造で建設するんだと答弁をされていたわけであります。認定こども園が第3保育所に建設していいかどうかを今審議会にかけようというときに、どういうわけでその建築の材料が木造でやるんだと、こんな答弁ができるのでしょうか。全く市民をばかにした答弁をしている、訂正を願わなければならない内容であると、こう言わなければならないと思うわけであります。

小・中学校の統合再編問題、まさに審議会の皆さんは稲生沢中学校と稲梓中学校を統合することが是といたしました。しかし、市民はその審議会の方向は間違っている、議会もその統制を認めたわけであります。今回のこの審議会も、まさに市民の意向とかけ離れた結果を導き出そうと、こういう審議会であるとしましたら、大変重大な問題であると思うわけであります。

これらの姿勢は、まさに先ほどのワイティービジネスの審議会においても同様であります。市民は反対、議会は反対、そういう中でワイティービジネスに許可を与えるような審議회를

どうして市長は立ち上げようとするのか、まさに県知事のほうに顔は向けていても、市民のほうには顔を向けていないという、この石井市政の行政のやり方の最大の弱点があらわれている、間違いがあらわれている、このように言わざるを得ないと思うわけであります。

以上、趣旨質問といたします。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。ここで午後まで1時間休憩をとりますけれども、結構でしょうか。

ここで午後1時15分まで休憩します。

午後 0時11分休憩

午後 1時15分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番 沢登英信君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 最初に、沢登議員のほうから病院問題のことについてご質問がありましたので、私のほうからお答えをしたいと思います。

また、先ほどの藤井議員と同じように、病院組合の問題というふうに判断をさせていただいた場合には、ちょっと答弁ができかねる部分もあろうかと思いますが、ご了承願いたいと思います。

1点目に、JMAが病院をどのように運営をされるのかというのは、これは24年の5月からの新病院のことですね。そうですね。これは申請書に出されたとおりでございますが、内容につきましては、今後、当然契約をするというものが出てまいります。24年の5月から管理者としてやっていただくという新病院のほうの契約をまたやらなければならない。これは病院組合のほうとの協議ということになるかと思いますが、その中でいろいろな問題点がお互いに話し合われて、こういう形でやるということが決まってくるのではなかろうかなというふうに理解をしております。

それから、一次救急の関係等も含めまして、賀茂医師会との連携というの、確かにJMAさんのほうからのご提案がありました。まさに公立病院としてかなりのいい医療機器を持つ総合病院でございますので、また何らかの形で当然国が示しております地域の病院とのネットワークというような問題もございますので、医師会のほうとの話し合いをしながら、お

互いの連携がとれるようなものができればいいなというふうに考えているところでございます。

2点目の新病院の關係の職員住宅の建設と下田市の負担金というご質問でございましたが、議員のほうから、私が以前どこかで職員住宅等は建設せずに、できる限り市内のアパートとか、そういうものを使わせるような形になるのではないかというような発言を覚えていてくれたんですね。これは多分想像すると、当時、去年、21年、どこかの地域説明会、いわゆる合併の關係とか財政の説明等の中で、ちょうど病院關係も公募しようというような話が進んでおりまして、南校の跡地ということで、下田にできるというような形の中で、ちょっと地域説明会の中で触れたことだと思います。できればそういうことで地元の經濟の潤うようなものにもしたいなということでお話したことじゃないかと思いますが、しかしながら、当然、当時はまだ指定管理者も決まってない中で、二転三転していた経過がございまして、今回のJMAさんの受託ということになったわけでございますので、その話し合いの中で、今回の職員住宅建設という話も向こう側のほうから出てきた話です。

いわゆる救急病院ということに大変重きを置く病院でございまして、やはり看護師さんにしても、医者にしても、遠くに宿舍とか、あるいは部屋を借りて住むということよりは、病院に直結したところにそういう方々を確保したいという思いで出てきたようなことで話は聞いております。

あとは建設費が4億8,000万というようなことで、病院經營を圧迫しないのかというようなことにつきましては、当然建物でございまして、減価償却全額負担ということで、これは最終的にJMAさんが負担をするような形になりますので、我々病院組合のほうにお金の負担が回ってくるということにはございません。

あとJMAが途中で放棄されては大変なことになるというようなこと、これは先ほど私のほうから申し上げましたように、もうそういう議論はぜひやめていただきたいというふうに思います。せっきやく24年の5月から新病院の指定管理者が決まった中で、今から途中でほうり出されては大変だとか、財政的に持つのかというような疑問、こういうことがあることによって、やはりこの地域の公立病院がどんどん追い込まれてしまう。やっぱりやる気があって受けていただいて、こういう我々の大変心配しておった公募条件も納得していただいて受けていただく医療法人に対しましては、やはり感謝の気持ちを持って地域としてはお願いをするというような気持ちでやっていただきたいというふうに思います。

特に、埼玉のほうにも、あるいは海老名のほうにも、はるかにここをしのぐ大きな病院経

営をされている医療法人でございますので、我々は大変いろいろな聞き取り、それから地元のお医者さんからも聞いたりなんかして、ああ、あそこだったら大丈夫だよというようなことも聞きましての判断というのも入っておりますので、そのような思いを共有していただきたい、こんなふうに思います。

3番目の医療空白をどのように克服されるのかということですが、これは先ほどから答弁しておりますように、来年の4月から受けていただくようなことをJMAさんをお願いしておりますので、今月の先方の理事会でご返事が決まって、10月初めにいただけるということでございますので、この辺をしっかりと期待を持って見ていこうと、こんなふうに考えております。

地域医療をどのように考えているのかということは、先ほどからの藤井議員のご質問にもありましたように、やはりこの地域にとりましては、公立病院、名前は下田メディカルセンターという形のもので24年の5月から開院するわけでありませうけれども、ここの医療充実を図りながら、地域の診療所、クリニックとも連携をしながらやっていく病院経営を求めている、こんなふうに思います。

例の2,000万の神谷さんからのいただいた寄附金でございますけれども、これは共立湊病院組合のほうに医師等の確保資金支援金ということで特別負担金、8月30日に支払済みでございます。こういう中で、共立湊病院組合、また議会、あるいは管理している管理者の判断でもって適切な執行が進められていくのではないかと、こんなふうな考え方でございます。

2つ目のヒノキ沢林道沿線の産業廃棄物処分場問題等について、細かく3つほどご質問が出ましたが、これは担当の副市長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

3つ目の幼稚園及び保育所の再編整備基本計画につきましてのご質問でございましたが、この中で、担当、それから教育長、私のほうに質問が分かれたと思っております。私のほうの質問だけとりあえず答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

議員のほうからは、市長は平成17年度までに白浜幼稚園と白浜保育所を統合した幼保園というものをつくるというような意向があったんじゃないかと、それが何で今回変わっているんだというようなことでのご質問だったというふうに思います。

これは確かに平成16年の9月にもそういう議会の中で、1つは当時、いろんな幼保の問題というのは、国の考え方もどんどん変わっていく中で大変苦慮していた部分というのがあります。ですから、庁内にそういう組織をつくって答申をもらっても、それがもう1年2年すると国の方針も変わってくる中で、我々地方の行政は何を求めていったらいいかという、大

変苦勞した時期がございました。

ですから、今回の再編計画につきましても、こういう経過を経た中でのこととございまして、確かに17年ごろまでは白浜の幼稚園、保育園は一緒にして、そこに1つの幼保園を建てようというような気持ちがあったんですが、実際には今回の中でも、やはりあそこの耐震化の問題というのが大きな課題が出ておりまして、なかなかあそこにつくことも難しいという経過があった中で、今回の計画等が練られているというふうに私は判断をしております。

そういう中で、やはり第3保育園のところにつくるといふ問題につきましても、今言ったようないろいろな情勢が変わっている中で、我々も柔軟に、それを最初に決めたからこうだということではなくて、やっぱり時勢の内容を追いながら判断をしていくという仕組みに取り組み方が変わってきたというふうに理解をしていただきたいと思っております。実際には、長年の懸案でございます、これを実現可能な計画にするということで、現実的な今計画案をまとめているというふうに考えていただきたい、こんなふうに考えています。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） すみません、先に2点目のほうのヒノキ沢林道沿線の産業廃棄物処分問題ということについて私のほうから答弁をさせていただきます。

議員のほうから3点ほど質問があったと思います。

1点目は、検討委員会の設置につきまして、どの法律、条例に基づいているのかという件でございます。

これは議員も十分承知をいただいているとおり、業者が再開の申請をしてから、かれこれもう2年に達しようとしておりまして、この間いろいろと議論をしまいいりました。県からも何度も下田市のほうへも出張していただき、関係者への説明等々もしてまいりました。そうした中で、最終的には県の見解、それから弁護士、法律の専門家等も見解も、もう許可せざるを得ないという状況になってきたことも報告をしているところでございます。

しかしながら、下田市としては、行政、議会、市民ともに絶対反対、この気持ちはいささか変わってもおりません。しかし、いろいろの状況の中で、県は例えば下田市が協定を結ばなくても、もう許可せざるを得ないよと。こういう状況の中で、どういう方向が下田市民にとってリスクが一番小さくなるのかと、これも真剣に議論をいたしまして、今まで市長が述べてきたような経過になっているところでございます。

そうした中で、この検討委員会を立ち上げたわけでございますけれども、この検討委員会は地方自治法の138条の2におきまして、執行機関とは法令規則その他の規定に基づく公共

団体の事務を自らの判断と責任において執行する義務を負う機関と規定をしております、この大沢地区産業廃棄物処分業に係る検討委員会は、執行機関として市自らの判断と責任において、委員の皆様は大沢地区の産廃事業上の操業にかかわる公害発生の防止について、さまざまな意見を出していただきまして、一定の方向づけをするため、また自由かつ対等に意見交換を行うための機会として設けたものでございまして、その中でこの運営規約は、議論するための約束事、ルールを定めたものと判断をしております。

規約の中には、委員長は副市長としていることから、この委員会が例えば附属機関、諮問や答申の形をとるような自治法上138条の4第3項または同法の202条の3の規定に基づく今言いましたように附属機関ではないと判断をしております、そのことから、議員、何で議会の議決をとということでございまして、議会の議決は求めているものでございます。

それから、2点目のクリーンセンターの件でございます。

議員のほうから、2項目ほど質問があったかと思えます。稼働に当たっては、前もって地域住民に業者が説明するように言ったとのことだが、住民説明会はなされているかということ、またもう1点は、その後の操業の予定はどうなっているかということでございます。2点を一括で説明をさせていただきます。

この施設は、廃棄物処理法上は、前から説明しておりますように、設置許可が不要のいわゆる5トン未満の小規模施設ですが、処分業の許可は規模の大小にかかわらず必要であります。そうしたことから、この処分業の許可申請を業者は事前協議、これを静岡県のほうへしております、これは担当は賀茂福祉センターになっております。これを行っておりますが、この事前協議では、施設の軽微な改善とか、管理マニュアルの設定等々で指導がありまして、図面等の改定や差し替えなどが指示をされております。そして、業者の説明では、今その対応を行っているということでありまして、内容につきましても、本庁との協議事項もありまして、若干時間がかかっているが、業者側は11月以降に許可がこれは処分業の許可でございますけれども取れるのではなからうかということでございます。

そうした中で、2点目の地域の住民に対する説明でございますが、本施設は今言いましたように、処分業の許可を取得してから初めて認められる、稼働できる施設となりますので、地域の方々につきましては、この許可を取得し、稼働できる施設として完成した後に行うと、これが終了しなければ施設の稼働は行いませんという説明をもらっております。

それから、3点目の介護老人保健施設ふれあいの下田増築工事に伴う残土処理計画についてでございます。

これにつきましては、議員からは、簡単に言いますと、まず一団の土地ではないかということが1点、それからもう一つは、台風時期等に1メートル、2メートルを積み上げられたら、土砂や土石が流出する危険はないのかと、こういう大ききは2点であろうかと思えます。

この一団の土地ではないかということについてが大きなポイントでございます。業者たちは、当然に指導要綱に沿わない形、指導要綱というのは行政指導ではありますけれども、大変厳しい指導になりますものですから、常々何とか指導要綱に当たらないような形での事業を展開したいというのは、これはもう相手側からしてみれば当然の思い、権利であろうかと思えます。

そうした中で、このふれあいの施設の建設で出る土砂の処分につきましては、事前に何回か担当課、建設課とか、また林道を使うために産業振興課とかということところへ協議をしていたところでございまして、ばらばらに協議をするよりも、1回担当課が集まって全体で協議をしようよということで、協議をしたところの経過もでございます。

そうした中で、議員は一連の土地ということで、当然に土地利用の指導要綱に規定する1,000平米とならなくはないと、なるんじやなかろうかということでございまして、これは関係課すべての課から、土地利用の指導要綱に値する一団の土地の1,000平米以上という見解はとれないという判断でございました。

その理由といたしましては、まず直線距離にして、議員も言われてましたが、おおむね100メートルの距離があります。そして、その間には第三者の土地が存在をしております。それから、高低差もおおむね30メートルから40メートル程度あるということで、これはどう考えても一団の土地という判断はできないという各課長等々の判断でございまして、委員長の前としてもそういう判断をしたものでございます。ですから、議員との意見の相違というのは、一団の土地の見解でありますから、議員は一団の土地、我々としては一団の土地としては相当無理があるということでの判断でございます。

それから、特に雨季に対しての流れ出るような危険はないかということでございまして、これはもう現地が更地でありまして、路盤も大変かためられた平坦地で、流出の危険はないというふうに判断をいたしております。ただ、あの建物を建設している業者の責任でございますから、当然に指導の中では、この流れ出す危険のないような措置は業者責任で行うということにしているものでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、私からは幼稚園・保育所の再編整備基本計画に関するご質問の中の小学校があっても保育所、幼稚園がない。そんなまちづくりでよいのかと、このことについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回の幼保の再編整備基本計画でございますけれども、これは就学前の子供たちの保育、教育環境、保護者の皆様に対する就労支援の環境整備、子供を安心して預けることのできる施設、このようなことを観点として策定したものでございます。

私の考える望ましい就学前の子育て、それから教育環境は、できるならば3世代と一緒に住んで、温かな家族愛の中で家族が互いに助け合いながら子育てができる、家庭教育を中心とする環境であつたらいいなと、このように思います。そして、近くにある程度の規模の保育所、あるいは幼稚園があつて、小学校、中学校も近くにあれば、なおさら私はよいと思っています。また、地域に幼稚園・保育所があることによって、子供たちが行事等を通して地域の皆さんと交流をして、その中でも子供たちが育っていく、このような子育て環境があれば大変すばらしいのではないかと、このように思います。

しかしながら、現実的にはすべての地域あるいは地区にこのような子育て環境をつくる、これは大変難しいことであると思います。現状を見て、それからこれから先のことを見ますと、耐震化は急がなければなりませんし、今後も子供の数は大幅に減少をしてまいります。このことを考えますと、幼稚園・保育所の再編整備、これは避けて通れないと、このように思います。

議員のおっしゃるとおり、地域との関係、つながりは大切なものであると私も思います。したがって、再編後は地域の行事等で子供たちとの交流をより深める、こういう工夫が必要になるのではないかと、このように思っております。再編後の幼保のあり方を研究する会を幼稚園・保育所の先生を中心に立ち上げましたので、どのようなことが再編後できるか、これを検討課題の一つに上げていきたいと、このように思っております。

私からは以上ですけれども、その他の質問については課長から答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、私からは幼保再編にかかわりますそのほかのご質問について答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の保護者説明会あるいは地域説明会でどのような説明をしたのかというご質問でございますが、説明会用にこのようなレジュメをつくりまして、それに基づいて説明を

させていただいたところでございます。

内容といたしましては、まず1点目に、なぜ再編整備が必要なのかというようなことで、まず少子化が挙げられますよということ。その少子化についても、平成15年と22年を比べての比較をさせていただいたんですが、市全体の人口の減少率は7.8%、しかし幼保に通うお子さんが該当するゼロ歳から5歳については23%も減少しているんですよ。そういうことから、現在の保育所、定員に対する充足率が65%になっております。幼稚園については38.4%になっている。そのような少子化が急速に進んでますよということを挙げさせていただきました。

そして、社会の変化に基づきまして、保護者が幼保に求める保育ニーズが多様化しているよというようなこともお話しさせていただきました。

そして、3点目といたしまして、施設の老朽化、耐震性がないというようなことで、安全性の確保がまず第一に必要なだと。あわせて、公共施設の耐震化促進計画というものがございまして、平成27年度までに耐震化を進めなければなりませんよというようなことをご説明して、これがまず1点目のなぜ再編整備が必要かというようなことをご説明しました。

2点目に、今後の入園園児数の推計についてというようなことで、今のままで推計をしていきますと、平成30年には現在の園児数、対象者数よりも20%程度さらに少子化になっていきますよというようなことをご説明しました。そういうことから、じゃ今後の幼保についてどうしていったらいいのかというようなことで、私どもといたしましては庁内で再編整備の検討委員会を立ち上げて検討に入ったと。

では、どういう検討をしたんだというようなことで、検討方針を示しまして、それに基づいて検討していった結果として、全協等でもお話しさせていただきましたが、26年に下田保育所、下田幼稚園、そして新たにつくる新設園というようなフローをご説明させていただいたところです。新しい施設としては、認定こども園を考えているというようなことで、じゃ認定こども園はどんな施設なのかということを説明させていただきました。

こういう大きな再編というようなことになると、やはりメリットもたくさんありますが、デメリットも考えられますよというようなことで、この再編のメリット・デメリットというようなものも説明をさせていただいたところです。そして、今後はどのようなスケジュールで進めていくかというようなことを示させていただいております。

続きまして、それじゃどのような日程で進めていくかということが2点目でご質問あったかと思えます。

それにつきましては、議員先ほどおっしゃられましたように、この8月31日に下田市立学校等再編整備審議会を招集させていただきまして、諮問をいたさせていただきました。この審議会には、12月を目途に答申をいただく予定でございます。この答申を踏まえまして、いろいろとまた附帯の条件といいましょうか、ご意見もつくかと思えます。そういうことをしんしゃくしまして、政策会議、そして教育委員会等に諮りましてご承認をいただくということになれば、計画を進めていきたいということでございます。その後につきましては、当然施設の改廃がございますので、そういう条例等の改廃、また整備していくための予算措置を議会に諮りながら進めさせていただきたいと、そのように考えております。

3点目の建設に2カ年工期をとっているが、そんなに必要な建物かというようなことでございます。

確かに直接第3保育所の解体だけ、そして建設だけ、そういうことを考えますと1年程度の工期で足りようかと思えます。しかしながら、計画をやっていく上で、やはり手続的な問題もございますし、またもしこれが12カ月を超えるようであると、年度途中で現在第3保育所に通っているお子さんたちを移動していただくかなければならないというようなこともございます。また、建物が完成したからすぐに移れるというものではなくて、当然その前の開園までの期間について、保育所、幼稚園は通常の開所、開園をしているわけですね。そういう中で、開園の準備をしていかなければならない。そういうようなことに十分な時間をとりたい、そういうふうなことで2年間を充てさせていただくというものでございます。

その次に、10年後あたりには下田保育所、下田幼稚園も廃止していいのかというようなことでございますが、これはそういうことは申しておりませんで、少子化の進行とか、そういうものが進むことによって考えていかなければならないということ、そして下田保育所は昭和63年の建設、下田幼稚園については平成5年の建設ということで、既に22年とか17年とかたっている建物でございます。そういうことから、少子化が今後どのように進むかによってというようなことで、今の例えば今後のクラス編成とか、そういうようなことに陥るような状況になったときには、当然新しい認定こども園でも受け入れの子供さんは減っていくかと思えます。そういうことから、新しい認定こども園の施設のほうで、どちらかの施設のお子さんたちを受け入れるような状況になったときには、そういうことも考えられるというようなことでお話ししたというようなところがございます。

私からは以上でございます。

議長（増田 清君） 答弁漏れがございましたら指摘してください。

1 番（沢登英信君） 認定こども園を何かもうつくるのが決定したかのような、しかも木材でつくるんだと、そんなことがどこでどういうぐあいに決定されたんですか。答弁の訂正を求めています。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 昨日、伊藤議員から認定こども園ができたときというようなことでご質問いただいたというような中で、私どもとすればそういういい環境、木造による施設といういい環境ができるのであれば、そうしたいということを答弁させていただいたというふうなことで、ここで議会で建設についての結論をいただいているわけでもございませんもので、建設することになった際には、そういうことを検討したいということで答弁させていただいたつもりでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 今、学校教育課長が答弁申し上げましたように、昨日の伊藤議員からの提案ということについては、確かに地元の木材を有効利用していくことは大変いいご提案であると。ですから、そういうのを内部で検討して、設計等の段階になればそういうことも考えるというようなご返事をしたわけでありまして、何も木造でつくるなんていうことを一言も言っているわけじゃありませんので、よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 1時51分休憩

午後 1時56分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 昨日の私の答弁で、沢登議員さんおっしゃられるようなとらえ方をされたということであれば、ちょっとここで誤解を解かせていただきたいなというふうに思います。

伊藤議員さんからは、建設することになったときには木造でというようなご提案をいただいたというふうに私は理解しておりましたもので、そのご提案についてはそのように検討していきたいというふうに申し上げたということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 下田メディカルセンターが24年の5月からできるんだ。ぜひ市民も議員も協力してほしい。市長はこういうことですが、そもそも共立病院は何で下田メディカルセンターという名前になるんですか。共立湊病院ですよ。この市町村がつくっている病院が、何で民間病院みたいなメディカルセンターという名前を、しかも指定管理者から提案されて、それでよしとしているのか。ここに市長の責任の一端が、姿勢の一端があらわれていると思うわけです。JMAさんをお願いに行っているのか、それともJMAさんが一応この伊豆半島の大変なところだけれども、地域医療の前進のために力を尽くしましょうと、こういうぐあいに言っているのか、この大きな疑問が出てくるわけです。

公募というのは、条件をそろえて手を挙げてください。この公募条件でお願いしていく。次から次へJMAの要求を受け入れていくという、こういう姿勢であって果たしていいのか。こういう大きな疑問がそこに市長の姿勢の中に見てとれるから、それを問題にしているわけであります。

ですから、大変な赤字が今後出てくる。基本協定を見ますと、1ベッド当たり60万円として約9,000万円の交付金が来ると。その交付金のうちの今の協定では7割を地域医療振興協会さんに上げますという協定になっている。しかし、実態は一銭も地域医療振興協会には行っていない。6,300万からのお金が地域医療振興協会に行かずに9,000万そのものが病院組合で支出できる、こういう形態になっているわけです。

しかし、これが協定どおりにJMAと同じような協定を結んでいるとすれば、6,300万円をJMAにやって、せいぜい18,500万円ぐらいの減価償却の負担金をいただくと、こういうことになるのではないか。しかも全額の償却の総額は1億5,000万程度になるだろう、こういうぐあいに予測ができるわけであります。

この平成21年度の決算では4,000万程度の赤字が出ている。恐らく22年度決算では7,000万の赤字は超えるだろう。23年の4月から24年の5月までこの1年1カ月、新たにJMAが担当してくださると言いましても、大変な赤字が、1億近くの赤字が出るということは予測がされるわけです、この経過を見ていれば。それをだれが負担するんだ。当然1市5町で経営していれば、1市5町で負担をするということになるのではないか、こういうことを質問しているわけでありますが、残念ながら回答がない、こういう現状になっていようかと思いません。

それから、2,000万円のお金を8月31日に既に病院組合に支払ったと。副管理者である市長が、この2,000万円を病院組合の中で、じゃ具体的にどういうぐあいに使っていただこうと考えているのか、そのことの見解も述べられないということですか。全くこれでは寄附をしてくださった方々の遺志を尊重していないと、こういうことになるのではないかと思います。

次に、産廃の問題でありますけれども、183の2項ですか、執行機関として立ち上げたんだと、こういうことであれば、どういうわけで区長さんやこの人たちが入っているんですか。執行機関として勝手に市長の意思で、この人とこの人は職員だと、しかも無給だと。交通事故や何かあっても一切補償されない、こういう体制の中で、具体的にこの運営規則によって、内容はじゃ何をしてもらおうんですか、この12人の人たちに。何の調査をしてもらおうんですか。そのご答弁をいただきたいと思います。まさに市民無視、それから署名をしてくださった人たちの意思を真っ向から無視をする、公害防止協定を結んでワイティービジネスに許可証を与えようと、こういうことに手を貸そうということと違いますか。その目的が何か明らかにしていただきたい。

それから、クリーンセンターの問題も、稼働直前になって住民に知らせればよいというような問題ではないでしょう、それは。土地利用というのは、前もって権利者や地域の人たちにお知らせをして、スムーズに事が運ぶようにするのがその課題でありまして、すべての県や市の許可を取ってしまって、そして初めて住民に説明すればいいんだと、これでは順序が逆ではないかと思うわけです。そんな姿勢では。地元の同意が先ではないですか。応援をしてくださってますよ。

それから、ふれあいの広場、これを見てくださいよ。1711の53番地、宅造分が728平米ですよ。これは下の台形になってますから、この面積です。建築分。同じ上の山から出てくる土地が宅造分と建築分に分けて、さらに処分するところを1と2と分けて、4つに分けて1,000平米以下だとか、2,000立米以下だと、こんな議論が通用するわけないでしょう。1711の53、面積728、この1カ所だけとらえても1,337平米の面積を使って1,675、1,991ですから、土採取のほうは2,000に達してないというような言い方ができるかもしれませんが、土地利用のほうは当然この申請面積に達しているんじゃないですか。そんなとぼけた答弁ばかりして当局の姿勢が大変その点では問題だと思うわけです。

土地利用委員会の規定を見ましても、ちゃんとそここのところは規定がしてあると思うわけでありまして。まさに当局の姿勢が問われると。下田市の土地利用事業に関する指定要綱は、

一団の土地の区画形質の変更に関する事業を対象とした一団の土地とは、要綱第3条(3)に定めているんです。読み上げますと、同一の事業者が一定区域内において連続して事業を行い、前後に規定する面積、いわゆる1,000平米以上に達する場合は、土地利用委員会の事業と規定をしているわけです。この規定が十分満たされているでしょう。にもかかわらず、土地利用委員会の規定の対象にしない。

これについていえば、ダンプカーが8分に1台通るんですよ、駅の前を。そして、ヒノキ沢林道を通る。そうなれば、当然林道の路面が壊れるであろうということが想定できますね。壊れた場合には補修してもらうんだと、こういうぐあいには言っているわけではありますが、壊れたかどうかはどうやって調べるんですか。あの沿線全部を道路を写真に撮ってあるのかどうなのか、お尋ねをしたい。何をもって道路が壊れたのか、壊れなかったのか、判断をするのか。

しかもこの点からいえば、林道の管理条例をつくって、このようなヒノキ沢林道が再び産廃の公害に遭わないように、地域住民が安心して生活ができるように林道管理条例をつくれ、こういう提案を何回も私はしてきました、この議会のたびに。林道管理条例についての副市長、市長の見解をあわせてお尋ねをしたい。今議会の内容を見ますと、今議会に提案する予定はないようでありますので、もしそうであれば、今議会に議員提案で再度出させていただく、こういうことを申し上げておきたいと思います。

とりあえずこの程度。また次にさせていただきます。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 今、答弁しようかしまいか考えておったんですが、病院問題の中で、答弁できないということは事前に言った中に若干触れていることがありますので、今どうしようかなと思ったんですが、1つだけ逆にちょっと議員に聞きたいことがあるんですが、7割を協会へ渡すというお話が出ましたけれども、どこでそういうことが決められて、そういうことがあるのかちょっと教えて。僕らはそういうことを聞いてませんので、ちょっと教えてください。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 議長、よろしいですか。時間から外していただいて。

平成9年度に移譲を受けたときに、病院組合と地域医療振興協会とまず契約をしております。料金についての契約がその内容です。さらに、15年の契約更新のときにもその内容は入っております。これは普通交付税の7割、それから政策交付税と言われる部分のものについ

ても、地域医療振興協会に差し上げるんだと、こういう契約になっております。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ですから、私が聞いているのは、国立から移譲されたときは、僕は病院とまだ全然関係ないですから、その内容はわからないんですが、今、平成15年に協会が指定管理を受けたときに、その契約の中にいわゆる政策交付金なのか、今言った病床の交付金なのか、その7割を渡すという契約は、私は目にしておりませんが、ちょっとあつたらぜひ。そういうところから多分あなたは言っているんだと思いますから、あつたらちょっと見せていただけますでしょうか。それがないと、いわゆるこういう公の場でそういう約束をしているのに、それが果たされていないという質問を私のほうにぶつけられますと、ちょっと明快な答弁ができないということです。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 後ほど契約書がありますので、市長にお見せします。しかし、それは地域医療振興協会との関係が契約違反をしているという主張ではないんです。地域医療振興協会との契約がそういうぐあいになっているので、それに準じてJMAと同じような契約をしているのではないかと。なぜなら基本協定の中に普通交付税や政策医療については、一定の割合で交付をするという基本協定になっているからです。細かな協定をどう結んでいるかはわかりませんので、副管理者である市長なら知っていると思って質問をしたと、こういうことでございます。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 今見させていただきましたが、こういう協定書が平成12年の3月に協会と結ばれている管理委託料ということですね。じゃこれはまた確認させていただきます。ただ、私が15年に副管理者になった時点では、この12年の3月の契約時には私はまだ市長になっておりませんので、こういう内容は知っておりません。でも、後年市長になってから、そのような事実があるということは、今まで聞いたことがなかったものですから、ちょっともう一度確認をさせていただいてよろしゅうございますか。

でも、こういう契約をするときに、普通交付税分の7割を管理委託料で渡すというようなことを今までやってなくて、よく協会さんが何も……。まあいいや、これは後でやります。

それから、メディカルセンターの名称については、指定管理者の公募をして申請書を出してきたときにこのような名前ということで、我々は特に病院組合の中では名前にはこだわらないということで話がしてあったものですから、こういう名前で多分申請したんだと思いま

す。

あとのJMAのほうに減価償却分に見合うような6,300万という数字が出ましたけれども、この根拠をちょっと逆に……。

〔「9,000万の7割」と呼ぶ者あり〕

市長（石井直樹君） その分の6,300万、わかりました。ちょっと資料が細かいものですから、これは確認事項ということで、後ほどまた議会が終わってからでもよろしゅうございますか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 産廃関係の中での1点目の再質問でございますが、検討委員会の運営規約でこの運営委員会は何をやるのかということでございまして、これはいきさつは議員も知っているかとは思いますが、2年ぐらい前にいろいろワイティーの関連で大変区長さん方に恫喝的、言葉がいいかどうかは別として、そういう文書が何度か参りまして、そのたびに区長さん方から、こういう文書がワイティーから来たよという報告がありました。それを起点にいたしまして、ぜひ個々に対応するんじゃなくて、そういう文書が来たら、ぜひ区の区長さん、また役員の皆さん、それから行政が入って連絡会議をつくらうじゃありませんかということから、そのときに連絡会議ができました。

この連絡会議は今言いましたように、迅速に対応しようじゃないかの中で、もしそういうことがあったら、何しろ電話を入れてくれと。そうしたら、皆さん電話1本で集まろうよと、そういう任意的な連絡会議でありました。延々と2年間ぐらい、区長さんや役員の皆さんともどもその連絡会議に無償で、自分たちのこの地元のことから、そんな報酬とか何かは必要ないという気持ちの中でやってくれてきておりまして、我々も大変感謝をしてきたところでございます。

そうした中で、先ほど説明をいたしましたように、もう県が許可せざるを得ない状況になったときに、それではどういう厳しい条件等々を相手側に提示しようじゃないかということの中で、この条件協議を中心に、地域の産廃公害からぜひこれは守りたいなど、忌憚ない意見交換をしようじゃないかということで、諮問や答申という形じゃなくて、意見交換だよということの中で、好意に甘えてそういう形の連絡会議を、せっかくそういう議論をするんだったら、少し整理をして、今言いましたように、運営上のルールをつくらうじゃないかということやらせていただいたものでございまして、上大沢地区の産廃公害から何とかリスクを小さくしたい思いの中での議論をしていこうという議論、そういう内容の委員会ござい

ます。

それから、2点目のクリーンセンターの関係でございまして、これはもう前々から沢登議員から住民への説明、これは直前になってやるのはということでございますが、これも今まで説明をしてきましたが、このクリーンセンター990平米以下のものについての取り扱いについては、今まで説明したとおりでございますけれども、そうした中で、地形を変えないで、今まであった施設を施設整備をして処分業の許可を取って行うということございまして、土地利用委員会の中での判断で、これは語弊がありますけれども、本来基準とすれば該当しないだけども、いろいろ産業廃棄物の問題が取りざたされる中で、業者側からも事前協議があったことから、土地利用委員会の指導要綱に沿って、特に福祉、環境の問題から、市長がこれはかけるべきだと判断すればかけてもいいということになっておりますので、指導要綱に沿ってやったものでございまして、その中で稼働する前にはぜひ地元へ説明しなさいよという条件をつけたものでございます。

それから、3点目の残土処理の問題でございますが、これは逆に議員から言わせれば、何か業者の要望に沿って対象、対象外とするのかという疑問の質問がありましたが、疑問されるような状態ではなくて、これもやはり指導要綱に沿って一団の土地ということであれば、委員の皆さんと申しますか、関係者の皆さんがこの状況からして、一団の土地とはどうしても考えられない、そういう結論でございました。

今まで私も長年土地利用委員会に携わってきておりますけれども、大体常識的に、例えば3,000平米の土地があって、その一角、1,000平米以内といいますか未満でやりますよと。そして、年度を越えて、また次の3,000平米の残り2,000平米のうち990平米をやりますよと、こういうのが大体一団の土地の中での規制でございます。それは申請者側も十分承知をしております、そういう申請は今まで余りなかったわけでございますが、記憶の中では一、二件行政指導をしたこともございます。

今回は、先ほど言いました条件の中で、これは何としても一団の土地とは考えられないというのが全員の統一した見解でございます。そうしたことで、土地利用委員会の指導要綱に沿った指導はしておりませんが、やはり林道を使う残土の処理、これからそこに至る学校施設もあるよ、また子育て支援センターもあるよというようなことで、大変条件的にはこちらの指導として、ぜひこれは協力願いたいということ、あそこの施設の施工者のほうに注文を出しまして、了解をもらったものであります。

そうした中で、議員からは林道の損傷状況をどういうふうを確認するのかということでご

ざいますが、これもしっかりと施工前に担当者ともども申請側と一緒に林道をすべて歩きまして、写真を落としてございます。そうしたことで、それらについては万全であろうかと思えます。

ちなみに、いろいろな指導した要件につきましては、1つは搬出計画の周知ということで、当然事前に関係する区長、柿崎や西本郷、岩下、大賀茂、上大沢　これは上大沢は除きますけれども　大賀茂の区長まではこの計画を説明しなさいよと。それから、今言いましたように東中学校や下田中学校、浜崎小学校並びに子育て支援センター、これらについても搬出計画をしっかりと説明してくださいよと。市の管理する道路の取り扱いにつきましては、今言いましたように林道のみならず、あの施設から出る柿崎にも市道がありますので、これらについてもしっかりと市の指示に従って、損傷した場合は原状復旧するということで、現地の確認は写真等ですべて撮っているところでございます。

それから、安全管理につきましても、やはり学校の中で生徒が通る、自転車通学する、そういう状況も見られますので、これらについてはしっかりとその安全管理を行いなさいということと、それからまた搬出計画が議員も言われましたように9月いっぱいということになっておりましたが、やはり夏の最盛時期に入るとということで、この夏の時期は運搬は中止してくださいよということで、ちなみにほぼ70から80%ほど残土が終了しておりますけれども、各関係課からは確認をしたところ、一切それらに対する苦情はないということを伺っておりまして、予定よりも早く終了するのかなと。予定では、聞くところによれば9月14日ぐらいというようなことを聞いておりまして、やっぱり指導も効いたかと思いますが、特にトラブルは起きていないというのが現状でございます。

議長（増田 清君） 林道管理条例をつくるべきという質問がございましたけれども、それに関しまして答弁ございますか。

副市長。

副市長（渡辺 優君） 現課のほうで素案はでき上がりました。内容的に私としてはまだ不十分だということで、再度検討をということで思っておりますが、大変僭越ですけれども、経済委員長のほうから勉強しようじゃないかという声もかけていただいておりますので、それをもとに少し委員会のほうへお願いして、議員発議の経過もございまして、内容についての検討勉強会をやりたいなというふうに思っております、できますれば、これはもう前々から申しておりますけれども、ワイティーの県の対応のことも考えながら、なるだけ早い時期に規制をかける、非常に難しいんですけれども、それも含めて勉強の中で、その提出

時期を決めていきたいなというふうに思っております。

議長（増田 清君） 答弁漏れはございますか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 時期につきましては、前回の議会の中で、委員長のほうからも、当局においてもしっかりと議論をして、できるだけ早い時期に提出しろという指摘も受けておりますので、それからすれば、今ここで私が反省しているのは、再三議員から質問を受けて答弁したことが、後で言質をとられまして、なかなか厳しい立場になるものですから、今ここで12月に出しますよと言ってできなかつたら、またこれは大変なことになりますので、なるべく早くその結果を踏まえて提出をしたいなというふうに思っております。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 市長の共立湊病院への空白期間といいますが、23年の4月から24年の5月までは別契約で指定管理者を定めるんだと。これは共立湊病院の150床を運営するんだと、こういう答弁をいただいたと理解をしておりますが、そういうことでよろしいか。そういう内容でJMAと交渉を申し入れたと、指定管理者を受けてほしい、こういう答弁のように理解をいたしましたが、そういう答弁でよろしいかという点を1点確認をしたいと思えます。

それから、今の副市長の答弁ですが、私は1711の53、1,337平米の土地に置いていると、こう言っているわけです。そうであれば、1711の53番地の土地は1,000平米以下の幾つの面積を使って何立米のものを置こうとしているのか、明確な答弁をいただきたい。業者の申請書に基づいて、市役所に情報開示をし、その資料に基づいてこの表はつくってあるわけです。1,000平米に達していないと言っているけれども、違うじゃないか。1,000平米になっているということを数字で示しているわけです。そうでないなら1711の53は何平米使ってこの処理をすることになるのか、明確な答弁をいただきたいと思えます。

それから、この幼稚園・保育所の統廃合の問題であります。23年にもう廃止をするんだと、こういうことになれば、23年に大量な保育士の首切り、あるいは25年にも職員が大きな解雇を受ける、こういうことが当然想定ができると思うわけです。この対処をどうするのか。

議長（増田 清君） 3分前です。

1番（沢登英信君） かつて18年の6月に学校再編の答申をして、19年の3月、その翌年の3月に稲生沢幼稚園を廃止するんだと。議会はとんでもない。少なくとももう1年先延ばし

しなさい、こういうことを指摘をされていると思うわけです。同じことをまた幼稚園・保育園で当局の皆さんはやろうとしているのではないですか。しかもこの案が市民に受け入れられるという保証はどこにもないと。反対はあっても賛成者はないという反市民的な内容になっているのではないですか。

そういうことからいっても、市長はかつて数年前に、市長室で倒れ障害者になった職員、この1年余りの間に2人の職員が自ら死を選ぶ、自死をするというような状況が職場の中に生じている。ハンデを持つ者がともに仕事ができない、こういう職場になっているのではないか。そういう考えで幼稚園・保育園の統廃合を進めていくと、認定こども園だけにしてしまう、このような方向というのはぜひとも再考していただきたい。この現実をどのように考えているのか。

財政再建、財政効率を高めるんだと。結構でしょう。しかし、それは一面的にそのことだけを追求するという結果、弊害を次々と生み出している一面もあるわけであります。総体的にぜひとも見ていただいて市政を進めていただきたい。質問とお願いを申し上げて締めたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 残土処理の面積のことです。議員からは、今その立方を見せていただきまして、1711の53がそれぞれ1,000平米になるんじゃないかというのが、それからそういうことであればということで、大変興奮されて何か言われておりますけれども、そういう中で私の言うのも大変僭越ですけれども、沢登議員の計算の仕方が間違ってます。これは後でしっかり説明いたしますけれども、たまたま開示請求でもらった資料が2段階で多分、その上の段階は2カ所になってますので、それでこういう台形型にするものですから、途中で分けてここの面積とこの面積を機軸してございます。でも、底面の面積は1つでございますから、それは両方足して899平米になります。これはもう根拠がありますから、後ほど、ここでどうだこうだという数字のことです。

〔発言する者あり〕

副市長（渡辺 優君） だから、建築分と宅造分は同じ底面の中へ置くようになってます。それはここで今こう言っても、なかなか理解できないかと思っておりますので、しっかりと後ほど説明をさせていただきますけれども、その数値は間違っていますということです。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 平成23年と25年のときに大量の保育士等の解雇が出てくるのではないかとこの質問についてでございますが、今のところ認定こども園でこれから提供していく保育・教育メニュー等について今検討中でございますので、開設当初に何人の保育士ですとか幼稚園教諭が必要となるかということは、まだはっきりしておりませんが、ただ、開設したときには長時間保育ですとか預かり保育、そういうこと、これまでなかったようなサービスを提供していくということを考えておりますもので、今の状況で施設がなくなったからといって大量解雇が出るというような単純な比較はできないというふうに考えております。

そして、この間に平成23年度末から平成27年度末あたりまでかけまして、正職員と臨時職員の中で60歳の定年に当たる人員数が11名おります。そういうことから、順次と申しましょるか、だんだんと人数が減っていくというような中で、大量の解雇ということには我々は解雇というふうな言葉ではなくて、契約の継続がなくなるというふうに思っているんですが、そういうことはないというふうに考えておりますので。また、もしそういう状況が何人か該当するというようなことになった場合も、できるだけ段階的に人員調整をしていくようなことで考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 再編整備について、市民の賛成を得られないのではないかとこの質問がございましたけれども、それについては。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 今、沢登議員さんから反市民的な計画ではないかというような非常に強いお言葉をいただいたわけなんですけど、やはり地域の方々、保護者の方々ではできれば今の施設でというようなお考えを持っているかとは思いますが、ただ、先ほど申しましたような少子化のことですとか、施設の老朽化、耐震化、そういうことをご説明させていただいた中でご理解いただいている方もいらっしゃいます。そういうことから、ほとんどの方が反対しているというような認識を、私どもは説明会を持たせていただいて、持っておりません。そういうことから、今後も審議会の答申をいただいた中で、それをまた地域、保護者の方々に説明していく中で、ご理解いただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 病院問題につきまして、1年間150床という理解でよろしいのかという質問について答弁をお願いいたします。これは空白というか、来年4月から平成24年5月

までの1年間を150床という理解でよろしいのかという質問ですね。

市長。

市長（石井直樹君） 相手があることでございますので、私のほうからどういうふうになるかということとは言えないと思いますが、多分受けてくだされば、最初は大変少ないところからスタートして、努力目標としてはどんどん上げていくと。それがいわゆる医療法人とすれば大きな赤字を出さないという努力になるんじゃないかと思います。そうすれば、我々組合としても大変助かるわけでございます。そういう話し合いが向こうが受けていただくという段階になったときに、我々組合とすれば、そういう話し合いに入っていくというような経過になってくるのかなというふうには思っております。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分休憩

午後 2時36分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位6番。1、有害鳥獣対策について、2、市内の国道整備について、3、工事入札等について、4、共立湊病院について。

以上4件について、11番 土屋誠司君。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） それでは、議長に通告どおり質問いたします。

まず、第1項目の有害鳥獣対策について伺います。

最近、各地で猿やイノシシに人間が襲われ、けがが出ているという報道も多くありますが、身近でもイノシシに指を食いちぎられた、足を牙で裂かれた、猿が窓から入り仏壇の供え物を食べる等の農作物以外の被害もあります。今後の対策は、山よりけものが人里に出てこないような方策をとっていかないと、被害者の増大も懸念されます。

けものが人里へ出てくる原因の一つは、山林の手入れがされていないことでもあります。針葉樹は間伐の遅れで下草もなく、えさになるものが少ない。広葉樹はほだ木以外はほとんど利用がないまま常緑広葉樹が巨木化し、倒木のおそれや落葉広葉樹が抑えられ減少しております。地上に光が届かないため、下草などが少なくえさがなくなっております。さらに、孟宗竹等の繁茂により樹木などが駆逐され、わずかに残った下草や灌木、樹木の皮をシカが食

べ尽くしています。えさを求めて鳥獣が人里へおりてきて、農作物をえさとしているところが現状であります。

現在の下田市有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金交付要綱は、農林産物の被害防止に農地等を囲う補助であります。農地には電さくやネットで囲っておりますが、目前にえさがある場合などは、電気さくを切断し、あるいはネットは食い破ってイノシシ、シカ、猿が農作物を食い荒らしております。さらに、イノシシは土手や石垣などの球根や植物の根、ミミズなどを求めて石垣、土手を崩し、水路を埋め、土地の形状を変えて土砂崩れの原因ともなっております。

山林が手入れされなく、地上に光が届かず、多様な植物が減少しているところを、さらにけものの食害などから、植物種が減少、絶滅が懸念されています。植物種が豊富な伊豆半島の特徴が消滅することも心配です。さらに、地球規模の研究では、生態系の安定度が低下していきまると、生態系の複雑さが減少すると、地球生態系は崩壊を運命づけられていると警告もされております。

私は抜本的な対策には、山林を適正な間伐により材を出すこと、里山はある程度皆伐をし、山林との緩衝帯を創出することが必要と考えます。この緩衝帯に電気さくやネットを張り、住民と農作物を守るように下田市有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金交付要綱の改正を求めます。要綱を改正し、農林産物だけでなく住民も守るのが行政の責務と思いますが、市長の考えを伺います。

下田市有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金は、下田市の場合は周辺の町の半額の5万円です。周辺の町はすべて限度額が10万円です。さらに、認定農業者に対しても周辺の町は20万円ですが、下田市はこれも半額の10万円であります。有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金を周辺の町並みにすることを求めます。

有害鳥獣捕獲報奨金においては、下田市は猿1頭が8,000円しかありませんが、南伊豆町並みの猿1頭2万円、イノシシ1頭1万円を出し、さらにシカ1頭にも報奨金を出し、個体数を減らすことが重要だと思えます。わななどによりけものを捕獲しても、処理が大変なため、捕獲をためらっているのが実情であります。捕獲獣の処理を伊豆市にできる野生獣処理施設に依頼できないかを伺います。

2項目め、市内国道について。

市民が安全に安心して暮らせるまちづくりが市行政の責務であります。国・県道であっても、市内にある道路の整備改良工事などについては、当然協議などがあると思えます。安全

な道路整備について、下田市として国・県に要望や協議はどのようにされているのか、内容を含め説明していただきたい。

下田市内の国道でセンターラインのない部分は気まぐれ売店周辺の310メートルのみであります。この拡幅改良工事が始まるに当たり、8月2日須原公民館において、県下田土木事務所、下田市の説明会が地権者と地先の住民を対象として行われました。今回の工事では、歩道は次の3点の理由により設置はなしでありました。

その歩道のない理由は、1つとして、稲梓川対岸に市道がある。上流部には歩道がないであります。2つ目として、歩道の利用者が少ない。3つ目として、歩道設置には河川をつぶさねばならないと、こんな理由で歩道のない、車優先で人に優しくない道路整備を市長は了解したのかについても伺います。

平成19年度までに完成した上箕作目金間の工事説明会では3メートルの歩道で設計されていたものを、数千万円もの測量費を計上し設計をやり直し、3.5メートルとしたときの理由は、人が傘を差して安全に交互通行できるようにしたとの経過もあります。また、箕作の三叉路は右折車線がないため、夏季には河内まで渋滞ができることがしばしばあり、右折車線を要望したところ、土木事務所は峰山トンネルまで4年ほどで交互通行できるようになったときに交通島が414が優先となり、右折車線ができるまで、それまでは工事はしないでありました。ところが、その後も夏季の渋滞があるため、歩道を狭め右折車線の確保を要望したところ、そのときの答弁は、人が大切な時代、歩道は削れないとの話でありました。

伊豆縦貫道は下田インターから河津インターの間のうち、下田箕作間より先に北の沢河津間が先行されそうですが、それも10年先ではと思います。その工事の後に北の沢箕作間となるため、少なくとも今回の拡幅改良区間は10年間は現道が使われると思われれます。この地点はカーブで冬季日光が当たらず、のり面より水がしたたり落ち、路面が凍結する大変危険な地点です。この地点に歩道を設置しないと先ほどの3つの理由は理由になりません。その理由にならないことを今から説明します。

まず、土木が言うには、稲梓川の対岸に市道がある。それはそっちを歩けということです。それで、上流部には歩道がないということは、これはその上流部のほ場整備に合わせて拡幅改良を陳情していましたが、それは聞き入れられなく、やむなく国道拡幅なしでは場の図面を作成し、換地計画作業日になってから、土木事務所から同時施工の申し出がありまして、ほ場整備の図面を書き直しました。そのとき歩道の設置も要望したんですが、今回、そのときの工事は県単予算ですので、歩道なしということでした。ほ場整備関連のところの国道は

歩道は設置してありませんが、その上流部には歩道は設置してあります。

2番目として、歩行者の利用が少ないということで、それでは下流部に比べどのくらい少ないかとの質問には、データ等も何もなしでありました。

3つ目として、歩道設置には河川を崩さねばならないということでしたが、平成5、6年のころ、河川改修時に国道拡幅を想定して対岸護岸を後退し、川幅は確保されております。

以上のように理由にならない理由と思いますが、市長の見解を伺います。

人間優先の社会において、住民の安全・安心に歩道の設置を国・県に要望し、実現させるのが市長としての責務と思います。国・県と交渉するかについてを伺います。

3項目め、工事の入札等について伺います。

下田市の契約は随意契約が多いと思います。下田市契約規則21条には物品契約についての記載で、工事契約については規定がないのかを伺うものです。物品契約については、予定価格の3割を超える場合は、新たな入札に付すであります。多くの自治体においては、設計変更により変更できる範囲は、設計変更による増加額が当初契約金額の2割以内の場合、ただし別発注するのが妥当な場合を除くと、増加額が2割の範囲を超えるものについては、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合に限るなどとなって、増減額2割を超える場合は設計変更との規定がありますが、下田市はどのような規定で執行されているのかを伺うものです。

次に、特命契約といいますがけれども、特命契約は随意契約の一種で、または業者指定契約とも言います。いわゆる随契というのは、発注者の都合で 都合というのは地方自治法施行令の167条の2の第1号、第2号、第5号、第6号により、特定の事業者を指定して契約を締結する方式であります。競争性がないため落札額が高どまりし、予算の無駄遣い、予定価格の根拠となる価格資料を契約予定者から聴取せざるを得ない場合が多く、契約予定者による価格操作が容易で、予定価格が形骸化しやすいことから、平成18年度に見直しが行われ、特命随意契約可能な事例は大幅な制限をされました。競争入札へ移行できないものは、企画競争もしくは公募を行うとなっております。

企画競争、すなわちプロポーザル方式は、複数の業者から企画提案や技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容は業務遂行能力が最もすぐれた者と契約する方式であり、これは会計法上は特命契約の一種となっております。共立湊病院組合の病院建設や南伊豆町庁舎建設はプロポーザル方式で設計施工管理を行うと、今までになく安く建設できるとしてありますが、問題点も多いとされております。

2005年度の国の契約においては、随意契約の見直しが行われ、財務大臣通達「公共調達の適正化について」平成18年8月25日には、特命契約による場合は、具体的に挙げた事例に限定し、その他は一般競争入札とする。一般競争が困難な場合は、企画競争もしくは公募を行う。随意契約の理由は具体的に説明できなければならない。合理的な理由なしに分割して少額随意契約している場合は、一括契約として一般競争にするなどがあります。

随意契約する場合、競争の理念によって原則として資力、信用などの確実と認められる2人以上の見積もりを徴して価格を比較検討し、有利な価格によって契約を締結し、予定価格も設定の必要があるとされております。下田市はどのような手続により随意契約をしているのかを伺います。

共立湊病院組合の病院建設や南伊豆町の庁舎建設のような建設には、プロポーザル方式で設計施工管理を行うと、本来の入札制度の崩壊となることも懸念されております。本来、プロポーザル方式とは、企画提案、技術提案であり、今回の病院は免震か耐震かの違いかと思えます。今回は公募型プロポーザル、設備や技術などの必要条件を具体的に明示し、参加者を募るであります。当初から免震としていれば、結果は変わってきたと思えます。

病院建設プロポーザル公募には職員宿舎の建設はないが、設備や技術などの必要条件を具体的に明示して参加者を募るものでありますが、当初公募要件に示されていない4億8,000万もの職員住宅建設工事を特命随意契約できるものではないと考えております。そもそも公募型プロポーザルの対象外であると考えます。特命契約による場合は具体的に挙げた事例に限定し、その他は一般競争とするとあります。やってはならない宿舎建設契約と思えます。市長の見解を伺います。

次に、補助金を交付した団体に対して、工事入札予定価格は工事設計価格の二、三%減以内や下田市の指名業者に入札参加させると指導した理由と、どこまで民間の工事に行政が介入できるかについて説明を求めます。

大項目の4番目として、共立湊病院について伺います。

湊病院の医療空白について、現指定管理者は空白はつくりたくないのが当然と組合はしてきましたが、空白の指定管理については返事がない、地域医療振興協会の誠意が見られないとして、突然JMAに新病院開院までの暫定期間、指定管理者受託を申し入れました。内容はJMAへ来年4月より平成24年5月、新病院開院までの1年1カ月の暫定期間を湊病院で二次救急を確保し、さらにJMAとの間で代行制の指定管理を依頼したと新聞報道にあります。

JMAと地域医療振興協会との空白についての経過を2月24日に見ますと、JMAに指定

管理者の要請をしていると思われます。3月2日には地域医療振興協会に空白の1年1カ月の指定管理継続を要請しております。振興協会は公募条件では絶対不可能、新病院を公募条件で受託できる団体があれば、次の指定管理者が決まり引き継ぐまでは責任を持って医療をするであります。3月19日はJMAが新病院予定地を現地視察しております。3月23日に地域医療振興協会には医療空白の対応を求めています。協会としては、医療空白は現在地でやっているとは言っていない。公募条件の見直しが絶対条件とされております。4月2日には新病院は振興協会では受託困難と判断しております。4月16日、JMAから指定管理者選定協議の同意の回答を受けております。5月14日、指定管理者申請協定書が作成され、7月1日に議決され、JMAとの協定が結ばれたところであります。

地域医療振興協会へは公募条件を変えず、一方JMAには公募条件変更を受け入れている。昨日の答弁にも、JMAへ来年4月より平成24年5月の新病院開院までの1年1カ月の暫定期間を湊病院で二次救急を確保し、さらにJMAとの間で代行制の指定管理を依頼したが、JMAより条件や支援が示されるのではと、全くJMAペースで、このようでは先が思いやられます。

このJMAは、公募ではなく指定管理を申し込んできた団体と思われます。新指定管理者に対し23年4月から病院を引き継ぐということの話はしてあったのか、なかったのかについてお答えください。

新聞報道によりますと、暫定期間というのはどういう意味かの説明と、代行制というのはどのようなものかの説明をお願いします。

当初計画にない職員住宅、5億8,100万円の建設が決まったことにより、今後市町の負担は何もないものと理解しますが、それについて確認いたします。

次に、現指定管理者に管理委託料として普通交付税の7割を支払うということになっておりますが、実際は払っていないとの説明と、JMAに対しては交付税については今後どのようなことになるかについて伺いまして、以上趣旨質問といたします。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 1点目の有害鳥獣対策につきましてでございますが、住民を守るのが行政の責務という形の中で、大変今問題になっているけものが人里まで出てくる。いろんな問題で大変なニュースにもなっているというようなことは十分承知をしておりますので、議員のご質問がありました住民を守るというのがどういう有害鳥獣対策につながってくるのか、

我々も責任を持って対応していきたいと思えます。

その後の細かいご質問等につきましては、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

2つ目の市内の国道整備についてでございますが、安全な道路整備について国・県に要望や協議がどのようにされているのかということでございますが、特に道路整備というものにつきましては、当然のことながら国に要望すること、あるいは県に要望することにつきましてはしておりますが、特にこの安全というところにこだわって道路整備の要望をしていることは、私の段階ではございません。多分担当課の中で、今回の414の問題等につきましては、そういう議論がされておるといようなことだと思えます。

まず国・県に対しての道路要望ということは、いわゆる国道の135、136、それから414は国管理でなくて県管理、いわゆる下田土木事務所の管理ということになっております。そういう中で、国道の414につきましては、会長が沼津市長でございますので、沼津市長が中心となって国とか県に要望活動しております。それから、国道の135、136号に対しては、東伊豆道路建設促進期成同盟会というのがありまして、東伊豆の町長が会長でありますので、毎年県のほうに要望活動しておるといのが実態でございます。

国に対しての道路整備の財源確保というものにつきましては、下田市としまして県には国道136号の六丁目狭隘トンネルの改良、あるいは国道414号の須原峰山トンネル間の改良を中心に要望活動をしているところでございます。

それから、2つ目の気まぐれ売店周辺の国道整備という中での改良工事が始まるということでございますが、これについていろいろ多分地元との土木の打ち合わせの中で問題点が出ているということで議員のご質問だと思えますが、歩道をつくらないという部分が計画の中に出てきているんですかね。ということでの要望で、市長はこのように歩道のない車両優先で人に優しくない道路整備を了解したのかというご質問でございますので、今回議会の質問の中で、私も実際こういう議論が進んでいるということを知りました。

先般、ちょっと地元の方からも、この歩道の問題というのが、いろいろもめているみたいだねというぐらいの情報しかつかんでおりません。私がどうこう言う問題でないかもしれませんが、一応情報を今知りましたので、また担当課、それから土木のほうとして明快な理由というものを聞かせていただきたいというふうに思えます。

それから、3つ目も歩道の設置を国・県に要望し、実現させるのが市長の責務だと。国・県と交渉するかということも今の答弁の中に入れさせていただいておりますので、とりあえ

まずは私のほうも情報をちょっとよく聞かせてもらって、ただいろいろ国道の整備を今どこでもやっている。例えば136号線なんかでもやっている。135号でもやってます。国道をやるときには大変立派な歩道をつけるというのが今の法律だと思いますので、立派過ぎる歩道ができていて、先般もそこをイノシシが歩いてました。ほとんど人間が歩かないような地域の歩道までが整備されていて、これは必要かなと疑問を持つ部分もあるんですよ。ですから、これはやはりそういう感覚を一応持ちながら、ちょっと土木なんかとも、あるいは担当課と話を少し聞いて煮詰めさせていただきたいというふうに思います。

それから、工事入札等の関係の中で、1つ共立湊病院のプロポーザルの関係の中で、4億8,000万の職員宿舎の関係が指定管理者のほうから要望が出ている。これも先般病院組合のほうでご理解をいただいて、議会の中で一応ご承認をいただいたということでございますので、市長の見解と言われても、とりあえず指定管理者を今受けていただくということがもう第一前提でありまして、先ほどから答弁しておりますように、救急に力を入れたいということの中で、指定管理者を受ける医療法人の考え方というのはいっぱい違うと思います、それぞれが。その中で、今回のJMAさんのほうの要望がそういうことであるということで、我々はなるべく要望に従って協力をしていこうという姿勢でありますので、今回この職員宿舎。しかしながら、財政負担は一切ない。減価償却全額負担というような契約でございますので、先般の組合議会のほうでもご了解いただいたということになるかと思います。

4点目の共立湊病院の関係でまた幾つかのご質問が出てまいりました。ちょっと整理をさせていただきますと、質問の内容がですね、いろいろな問題がJMAペースじゃないかということで先が思いやられますというようなご質問でございますが、ですから、要するにこういう質問とかあれというのは、なるべく私とすれば受けたくない。先ほど言ったように、それじゃ皆さん方の発言というのが、またいろんなところで波及効果が出て、先方の耳に入ったときに、自分たちが一生懸命やろうというものに対して、何だ地元の議会では理解されていないのかというような話に結びつかないとも限りません。

ですから、そういう面で、今の段階ではやっぱり地域の住民、それから行政、当然議会、こういうものがやっていただくということに対して大変感謝をしているというような気持ちで進まない、これを辞退されたらどうなりますか。また大変大きな問題、もうこれははっきり言ったら公立病院が存続ができなくなるというような事態にも追い込まれているということは、よく議員もご承知かと思っておりますので、ぜひそういう思いでご協力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、新指定管理者は23年の4月からということで、来年の空白と言われている期間、病院を引き継ぐ話はしてあったのか、なかったのかというご質問でございますが、これは指定管理者を受けるという話の中で、いわゆる大変僕らも協会側が23年の3月で撤退するよというようなお話がどんどん耳に入っていましたし、そういう中では、私自身は理事長に会ったときには、ぜひ23年の4月からやっていただけるとありがたいというお話をしたことがございます。それは事実でございます。ただ、それは要請というよりは、できればしていただけるとありがたいということでございましたけれども、先方からはやっぱり無駄をつくりたくないということで、新病院の開設からというような申請が出てきたということだと思います。

それから、先般の新聞報道で暫定期間と代行制という言葉がうたわれたということなんで、暫定というのは、いわゆる来年の1年1カ月のことを暫定期間ですね、ここは全くだから指定管理者が埋まらない、いわゆる空白の期間と言われていたところですから、それは暫定期間ということですね。JMAさんに対しては暫定期間ということになります。そういうお願いをしたということでございます。

それから、代行制というのは、今の契約内容が代行制になっているんですね。代行制というのは、24年の5月から新病院でやるのは、利用料金制という仕組みになります。これは公募条件ですね。すべて病院の努力でどんどん利益を上げて運営をしてくださいという利用料金制となります。代行制というのは、実は今病院側では患者さんから診療した場合、お金をいただきますね。その中で当然国保の負担だとか、社保だとか、共済組合の保険分があるわけですね。これについては、利用料金制ではすべて病院というか、指定管理者が受ける医療法人がやるんですけれども、今の段階では病院組合がその分を保険機関に申請をして、お金をいただいて、病院にお渡しすると、こういう代行をしているのを代行制ということで、だから今と同じ状態でこの1年1カ月をつないでくださいと、こういう意味です。

それから、先ほど沢登議員から突然質問の中に出てきてびっくりしたこの指定管理者のほうに普通交付税分の70%というようなことで、私もそういう内容は知らないという答弁をして、今誠司議員のほうから協定書というのは見せてもらいました。こういう協定書があるのに、我々が実際に交付税の70%を払う、払わないという大きな金額の問題を議論してこなかったということについては、わかりました。この協定書の中にうたわれておりますように、平成12年の3月の契約の中に書いてあったんですが、まず管理委託料という部分がありますね。この中で、当該年度の医業収益の額、それから当該年度の普通交付税の7割、それから

当該年度の特別交付税の7割を管理委託料として病院側にお渡しするという先ほど言われたんだと思いますけれども、附則の中に、この2と3の普通交付税と特別交付税については渡さないということが協議書の中にうたっています。渡すのは一番最初の当該年度の医業収益の額というようなことだけしか、現実には組合側から病院側に渡す契約にはなっていないということで、だから僕らは全くそういうことがわかってなかったということで、これである問題は解決したんじゃないかなというふうに思います。

ですから、この交付税関係、それからJMAに対して交付税についてはどのようになるのかというのは、これからの協議の中でありまして、ただ公募条件の中では政策交付金はいわゆるあなた方に上げますよというふうになっています。ですから、政策交付金というのは救急で渡す補助金か、あるいは小児救急の関係の補助金、これは政策補助金として、交付金として来ますので、これは病院側にお渡しするという事は公募条件の中に入っておりますので、そういうふうな形で最終的に協議した結果、契約ということになるんじゃないかと、こんなふうに思います。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） まず、山林との緩衝帯を創出することにより、そこに電気さくやネットを張って住民を守っていくという趣旨のご質問につきましては、現在の有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金交付要綱につきましては、現在は農地と山林を守るという方向で要綱が定められております。ただ、現状は住宅地のほうにまでイノシシが出ているという状況がありますので、それらを含めて検討していきたいと考えております。

それと、電気さくやネットの補助金、これも他市町より半分ぐらいということなものですから、それらも含めて報奨金もそうですけれども、特に猿というのは打つ人が少ないということもありますので、それらも含めて検討していきたいと考えております。

それと、捕獲獣の処理を伊豆市にということですが、伊豆市は今建設中で、要綱等ができてませんもので、これからいろいろできてから、要綱等ができてくると思いますので、それらを見ながら検討していきたいと考えております。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 工事の入札等について、下田市の契約規則21条には、物品契約についての記載で、予定価格の30%を超える場合は新たな入札に付するとあるが、多くの自治体において工事契約において、設計変更により契約変更できる範囲は、設計変更による増加額が当初契約金額の20%以内の場合であり、別途別発注するのが妥当な場合を除くと、増加

額が20%の範囲を超えるものについては、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合に限ると、増減額20%を超える場合は設計変更との規定があるが、下田市はどのような規定で執行されているのか。工事予定価格の場合はどのようになっているのかというご質問でございます。

この件につきましては、県では設計変更の事務処理要領を定めまして、設計変更による契約変更の範囲がうたわれております。変更見込額が請負代金の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途の契約とすることが記載されておまして、下田市及び各市においても、この設計変更事務処理要領を参考に手続が行われているところであります。

しかしながら、議員ご指摘の下田市の契約規則には、物品購入契約しか規定されておらず、建設工事等においても定めるべきではないかのご質問でございます。この件につきましては、実は共同利用の電子入札システム導入に伴いまして、契約規則の改正をこの8月24日に行い、既に9月1日から施行をさせていただいているところでございますが、議員ご指摘の契約の変更につきましても、同時に改正をさせていただいたところでございます。この改正によりまして、対象が物品購入契約から契約全般となりまして、工事を含め当初契約金額に対する変更増の予定価格の割合が30%を超えるときは、特別の事情があると認められるものを除き、新たに入札等に付することというふうになってございます。

それから、次に随意契約にする場合の競争の理念について、原則として資力、信用などの確実と認められる2人以上から見積もりを徴して価格を比較検討し、有利な価格によって契約を締結、予定価格も設定の必要があるが、下田市はどのように随意契約をしているのかというご質問でございます。

この件につきましては、地方自治法の施行令第167条の2第1号から第9号までに規定されておまして、随意契約理由を証左しながら、適切である場合はその後の手続はほぼ入札に準じて行っておりますけれども、地方自治法の施行令や契約規則で一定の要件が認められているといたしましても、随意契約をむやみに採用しているわけではなく、競争によることが非効率、不経済と判断した場合に随意契約を採用し、また例えば工事または製造の請負で、130万円以下のケースであっても、その内容を精査し吟味した上で、競争に付すことが適正と判断した場合には競争入札を実施している現状にあります。

以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 補助金を交付した団体の工事入札予定価格や下田市の指名業者に入札参加させる、そういう指導をした理由ということにつきましては、総務課から、これはひかり保育園の建設工事のことであるということで、こちらからご説明をさせていただきたいと思います。

ひかり保育園の建設工事に当たりましては、担当課として私どもは社会福祉法人と協議を行ってきております。国の安心こども基金から県費として緊急整備事業補助金6,000万円余、そして下田市から施設整備費補助金として3,000万円余、合わせて9,000万円ほどが現時点でひかり保育園の建設工事に投入されることになっております。

県と市からこれだけ大きな金額の補助金が投入され、民間施設が建設されるということから、県としても、下田市としても、公正な入札を期待する立場でございます。また、県からは下田市の入札に準じた入札手続を実施するように要請されたところでございます。こういうことから、社会福祉法人に対しましては、下田市の入札手続について説明をさせていただいた、そういうことで、そういう中でお話はしているんですが、指導した、こういうふうにしなさいというようなことをしたということにはございません。

また、下田市の指名業者を参加させることにつきましては、先ほども申しましたように、補助金が入るということを考えますと、入札についての透明性、客観性、あるいは公正性の確保を求められると同様に、市内経済の活性化を図る上で、市内業者の参加の機会を設ける、そういう機会を設けることでお願いしたということがございます。そういう面で考えれば、適正な範囲ではなかったかと、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） まず、有害鳥獣の話ですけれども、課長の答弁で農作物だけでなく人家も守るようにするというので、これは大体いつごろからする予定ですか。ぜひやっていただきたいと思います。それで、補助率は12月ぐらいの補正か何かで直しますか。

それと、今有害獣の処理にわななんかを持っている人がいますけれども、何しろつかまえてから処理するのが大変でつかまえない人がいるんですよ。だから、追っ払うためにいろいろやっているんだけど、それじゃ追いつかなくて、目の前にえさがあれば飛び込んでくるというか、そういうことでして、あと人間がかなりいろんな怖い目に遭っております。もう人家の庭先に出てきてやっていますので、ぜひこれと、先ほど答弁がなかったんですけど、ぜひ緩衝帯というか、そういうものをつくってやるのが一番いいと思うんです。自分

の経験では、やっぱりさくとか電さくをやっても、いわゆるやぶになったようなところはまだ突破されます。きれいな平地に簡単なネットでも、それだと思ってこないんです。ですから、ある程度の空間があると入ってこないというのが大体わかっているの、それが一番安上がりでいい方法だと思います。ぜひそれを検討してほしいということ。

それと、あと昨日伊藤議員のときもありましたけれども、ぜひスギ、ヒノキを適正な間伐というか、そういう事業を起こしてどんどん出せば、やっぱり山にえさも出てきます。この事業をぜひ昨日も考えると言いましたけれども、例えば二、三年前に県から帰ってきた財産区の山とか、ああいうところはもう県が今まで管理していたから立派な木になってます。ああいうところをまず作業道を入れて、市内の例えば決まっていないうちかもしれませんが、さっき言った保育園とか市営住宅とか、そういうものに使えば、それこそ市内循環になると思うんです。その辺を早急に検討してもらえるかどうか伺います。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） まず、緩衝帯の創出と電気さくとネット等につきましては、交付金があります。現在、鳥獣被害防止総合対策交付金というのがありますもので、それらを活用していきたいと思います。

それと、変更についてですけれども、これから検討させていただきます。

それと、間伐事業等につきましても、材を出すために間伐等も必要になってきます。ですから、作業路等も必要になってきます。そういったことがありますから、総合的な検討をしていきたいと考えております。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） ぜひ課長、今のとおりよろしくお願いします。

それで、次に市内の国道整備についてですけれども、国・県に細かいことは市長はしてないと言いますが、やっぱりこういうことは今まで人が安全だと、先ほど例を挙げましたけれども、今まで県はそうやって押してきたんですよ。突然今回は先ほども言いましたように理由にならない理由を挙げてきたんです。このことについて、だから市長が認めたのかと言ったわけです。

市内にある国道ですから、やっぱり市から言う権利はあると思うんです。ぜひこの辺は縦貫道もそう簡単に10年はできないと思うんです。一番あそこが下田で危ないところなんですね。日は当たらない、カーブで山からしずくが落ちて凍結するところなんですね。そこに歩道がないというのは、前後にあってそこだけないというか、一番危ないところがないというの

はおかしいと思うんです。だから、先ほど市長が歩道をイノシシが歩いていると、そんなに立派な歩道は要らないんです。3.5じゃなくてもっと狭くてもいいので、車道と歩道と分ける縁石でも仕切ったような歩道は最低つくるべきだと思うんです。その辺を県に要望してほしいということですが、どうでしょうか。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 先ほど市長が答弁されたように、市長のほうに細かい情報等もまだ伝わっておりません。私も先日の議員さんの説明会の際に聞いた内容等にとどまっておりますので、これからその辺のところを整理しまして、市長のほうに報告しながら対応していきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） ぜひ課長、もう工事の買収が始まっているんですよ。工事はやらないけれども。ぜひ設計を変更させていくように要望しておきます。

それから、次に、工事の入札の件ですけれども、この9月1日から工事契約もなったということによかったと思います。

その中でも1点、先ほどこれは共立病院だから答えが出なかったんだと思うんですけれども、いろいろ調べていったら、病院建設は、プロポーザルをやったのは、病院をプロポーザルしたのであって、宿舎は何も入っていないんです。それを最初から提示しなかったらまずいということで、ですからこれはプロポーザルの対象外になると思うんですけれどもね。この間病院組合ではプロポーザルの範囲だからいいという答弁をしていたみたいですが、自分はそうじゃないと思うんです。ぜひこれはわからなかったらもう一度調べてください。どうでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 病院組合の議会の中でも、この件についてはまたプロポーザル委員会に1回かけるというような話をしました。多分これはかける内容については、僕も委員の1人ですから、多分JMAの理事長さんもメンバーの中に入ってくると思います。ですから、そういう中で議論されるのは、いわゆる4億8,000万という金額が妥当かどうかというようなことは議論になってくるのではなからうかなという推測はしますが、この宿舎を建てる建てないという問題にはならないというふうに思います。

これはやはり同じ病院の敷地の中に指定管理者とするJMAさんの意向というのが大変多

くて、やはりそばにもうすぐに対応できるような看護師さんだとか医者も、休日でもなるべくいてもらうような場所の確保というような、あるいは夜間の問題ということも含めて、向こうの病院体制の姿勢でございますので、やっぱりこれは重要視して考えておるといような結果だと思います。

それから、別の業者ということになりますと、例えば同じ時期にもう工事入る中で、違う業者が同じ工事区間の中でいろいろやるということも支障があるということと、多分今回のプロポーザルの中で金額的にも大変安かった業者、同じ業者のほうがやっぱり効率よく、金額的にも助かるというようなJMAさん。というのは、最終的にJMAが全部減価償却を負担しなければならないということでございますので、できる限り安くできる業者といような判断の中での方向性だと思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 市長、プロポーザルが安いかと、それは当初の病院は安いと思うんです。これはどこでもできるものだと思います、宿舎というのは。プロポーザルに当てはまらないと思うんです。ですから、建てる建てないじゃなくて、戸田建設じゃなくて、もう1回それを入札にかけるべきだと思うんです。その辺を言ってるんです。プロポーザルの対象外というのは。だから、その辺もう1回調べてくださいという要望をしておきます。

それから、さっき学校課長から補助金に対して、市から3,000万円、県から6,000万円出ているからこういうことを言ったというんですよね。前はこんなことを言ってないんですよ。今回だからいつからこういうことになったのか。先ほど市内業者に仕事が回るためとか、そういうことはわかりますよ。だけれども、民間としてはできるだけ安くいいものができるのが当然じゃないですか。今回は市内業者も努力して、残念ながら2番札でしたけれども、1割以上は下がってますね、設計額よりは。ですから、自分が問題としているのは、市が民間へ補助金やったから、こういうことを指導はしていないと言うけれども、こういうことじゃなければいけないというのは、これ県からあったわけですか。どういうことなんですか。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 県からは入札の仕方について、下田市の入札の手續に準じてやってくださいという要請を受けております。そういうことから、社会福祉法人にご説明をさせていただいたというところでございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 県からということでわかりました。じゃ県に聞いてみますけれども、

ですけれども、工事の設計価格の二、三%以内が予定価格とね。これは県とか公がやるものなんです。民間がこういうことはやらないで自由にある程度できるんですよ。できるだけ安くしたいから。これをやったのはやっぱり間違っていると思うんです、市の言ったことが。指導はしてないけれども、言ったと。こうしなかったら保証しないとか何か、そういうことを言ったみたいなんですけれどもね。これはちょっと問題だと思いますよ。

議長（増田 清君） 質問ですか。

学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 私が担当から聞いておりますのは、入札の仕方について説明をさせていただいたと。そういう手続のやり方についての中で説明したことについては、最終的には社会福祉法人が決めていただくことだということで説明させていただいたというふうに伺ってます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 最後に、共立病院ですけれども、先ほど交付金じゃなくて、JMAに対して今後宿舍も建てたり、いろんなことで市町の負担は絶対に増えないかということ、それを確認したいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ですから、まだこれから契約という、もう入ってますので、そういう中で議論がされるわけでありまして、今の段階でそういうことに対しての勝手な推測でお答えするわけにいかないというふうに思います。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 勝手に推測じゃなくて、市長、地域の市町の負担がないということでやってきて、今のJMAとのいろんな協定とか何かにおいて、当時公募の条件じゃなくて、どんどん何か向こうの言いなりになってますね、見ています。今後だから負担があるようなことがあっちゃ困るから聞いているんですよ。だから、それを努力してほしいということです。もう絶対負担は出さないと、そういう方針で来たんですからね。今後の負担。今後、だから市町から負担出ない。

〔「いつから」と呼ぶ者あり〕

11番（土屋誠司君） いつからって、だから来年からですよ。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ですから、来年の暫定期間の契約と、それから24年からの契約とはま

た違いますよね。24年からはまさに公募の条件ということだと思います。ですから、赤字負担はしないという契約が公募条件の中に入ってますから、それはそれでいくという方向の中の契約を結ばせている。

来年の3月からは、全くこれはわかりませんよ。どういうこれからJMAさんからこういう形だったら受けられるという話が出てきた中でやるわけですし、これはもうあなた方が言っていた協会さんをお願いしろということについても、我々は当然そういう姿勢で臨んでおりましたからね。協会さんに対して、今の契約条件でやってくれなんていうことじゃなくて、やっぱり向こうははなからもう今の自動更新はできないということをお願いしてきた経過をあなただっただけ知っているじゃないですか。ですから、そういう流れの中でやってきましたから、今の段階では何とも言えないということなんです。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 来年は特別のことで今わからないでしょうけれども、再来年の24年5月からは絶対もう市町の負担はないですね。それだけ確認したいです。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ですから、それが公募条件によってスタートします。ですから、これが例えば10年たった、11年たった中で、どういう状況になっているかというのは全く我々が想像できないじゃないですか。だから、そういうときに、じゃ赤字負担がないから、その病院が例えば15年でもう撤退しちゃいますよと言われたら困っちゃうでしょう。あなた方はどんどん公費を投入してやれと今まで言っているわけじゃないですか。だから、そういう事態も出てくるといことは想像はしてますけれども、今のスタート時点ではそれはなしというのが1市5町の首長の合意ですから、これでいくということをお話ししているわけです。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 24年の5月から当分の間はないわけですよ。そこが一番心配しているんですよ。何かいろいろ出てきそうな感じがしますね。いろんな経過を見ていると。それを聞いているんです。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 答弁求められているようでありますから、先ほど言っているとおりでございます。今の段階ではどういう状況で推移していくかわからないということでございます。

11番（土屋誠司君） 終わります。

市長（石井直樹君） これをもって、11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時47分休憩

午後 3時57分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで時間を延長いたします。

議長（増田 清君） 次は、質問順位7番。1、下田の観光について。

以上1件について、6番 岸山久志君。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 清正会の岸山久志です。

議長の通告に従い、順次質問させていただきます。

近来にないほど台風も来ず、毎日が灼熱の晴天で、これほど天候に恵まれた夏がほぼ終わりました。海水浴客も65万5,000人、近年10年間では2番目の数だそうですが、遊泳禁止など、そういう日を考慮して1日に平均すると決していいわけではありません。今日の新聞ですと、一昨年と比べるとマイナスのようです。

最近、夏イコール避暑イコール海というパターンが変わってきているという話が聞かれます。今年はこの話が現実化し始めているのではないかという感じがいたします。最近の日焼けは嫌という若い人も増えているそうです。私たちの若い頃は白いと恥ずかしかったものですが、もうそういう時代ではなくなってしまったのでしょうか。今後もこの傾向が進むと思われます。この傾向が進めば、夏の海水浴客も年々減少していくことと思われます。今まで夏を当てにしていた観光は考え直さなければなりません。これからは当局も四季型観光を本格的に目指さなければならないということでしょう。

それでは、今下田で売り出している海洋浴は内容的にはとてもいいと思いますが、いまいちアピール度が低くインパクトに欠けるように思います。また、ウォーキングについては、ウォーキングに興味のない方々にとっては取り組まないことでしょう。観光客の形も多様化し

ている今、もっと積極的に下田に来て試したい、やってみたいというようなものをより広く、より一般的な、例えば夫婦、家族単位で取り組めるものを考えていかねばならないと思いますが、当局の考えをお聞きします。

また、観光で生きるのはもう限界に来ているなどという市民の声も聞きます。先日、高知県のアンテナショップが銀座にでき、入場するのに3時間待ちというニュースが流れていました。今が旬の坂本龍馬ですので、3時間待ちなのかもしれません。しかし、この流れがいつまでも続くわけではありません。この流れが終わったときの反動がとても怖いと思います。

箱物であっても、東京ディズニーランドのように不動の地位を確保すれば、観光で生き抜くことができます。この下田には不動の地位と思える自然と歴史があります。今まで観光地として大いに利用もしてきましたが、今現実はこのように観光客減になってしまいました。

そこで、今期待するのは伊豆観光圏です。今までの観光地という地点から観光圏という面に面で観光する、この3次元的な観光に大いに期待するものであります。先日、松井会長の話の中で、同一観光圏の中で連泊をという話がありました。これが本当に現実化していけばすばらしい成果が発揮されると思います。

しかし、現実例えば中国からの観光客の旅行スケジュールを見ると、伊豆を加えると1泊増えるので伊豆が入らないという話を聞きます。伊豆そして下田は、決して遠くはないのですが、余りにも交通の便が悪いということです。これからは中国からの観光旅行に日本の旅行社も参入できると聞きます。日本の旅行社に期待する次第であります。また、下田においても、着地型観光業務の出番と思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。また、当局としても、旅行者への当局の取り組みもお尋ねいたします。

伊豆観光圏の中での連泊ということは、この連泊に十分こたえられる、そして来たお客様を満足させるという特色、魅力を圏内各地につくらなければなりません。松井会長は、話の中で体験旅行とおっしゃいました。教育旅行大人版のようなものでしょうか。そして、体験も含め、伊豆をゆっくり散策するようなスローライフな旅行パッケージはいかがでしょうか。当局の見解をお尋ねします。

そして、観光圏の活動には圏内の市町当局の横の連携がとても重要なことの一つと思えます。当局はどのような形の連携を今後とるのかお尋ねします。当局も観光協会や商工会議所に丸投げなどということはやめ、ともに協働していくことが大切と思いますが、いかがでしょうか。

先ほど中国からの観光客の旅行では、伊豆が1泊増えるため外されると聞くと、まずは東

海道からのアクセス交通の利便性、それには伊豆縦貫道の早期開通が必須条件です。先日、議員の皆様と国土交通省の担当から話を聞いたところ、天城を含め、天城より下田まではほぼ計画もないに等しいような感じを受けました。市長においては、自ら経験されているように、この道路の必要性は十分わかっていることと思います。命の道路ともなり得る伊豆縦貫道、今ドクターヘリの夜間飛行も夜間用設備問題、騒音問題などで進んでいない状況のようです。たまたま倒れたのが夜間や天候が悪かったときで手遅れになってしまったなんていうことは絶対にあってはいけないことです。また、下田へのUターンを考えている人たちも、この三次救急病院までかかる時間もUターンに踏み切れない一因とされています。

縦貫道は、特に天城においては全く計画もないような状態のようです。伊豆縦貫道はいかに早く天城越えができるかが一番重要なところですが、渋滞緩和より命のほうが大切に決まっています。市長においては、国・県にどのような働きかけをしていくかお尋ねいたします。

また、縦貫道は下田の経済復興の最大の要因になると思います。確かに道路ができると流出人口等のデメリットはあると思いますが、伊豆縦貫道開通の折には、下田が海路、陸路の起点になり得ます。このことはいつも言っています企業誘致の武器にもなります。また、企業から見ても下田が対象地ともなることと思います。

今回の一般質問では、ほかの議員から新しい課をつくれとの要望が出ましたが、私のほうは当局に兼任でいいですので、企業誘致の担当係の配置をぜひお願いいたします。また、企業誘致には海路、陸路に対応した利便性の高く、また景色のいいような土地の確保も必要です。そして、その土地を企業に提供することが必要です。当局としては土地確保にどのような考えを持っているかお尋ねいたします。

首都圏から利便よく、すぐ下田に來られてゆっくりくつろぐことのできるこの縦貫道は、観光と経済の復興の起爆剤になります。ぜひとも早急の着工完成をするように働きかけてください。

これから年々地方としての自立を求められることと思います。そして、伊豆観光圏の中でも、下田らしさを発揮しなければなりません。例えば3月の一般質問でした学校の校庭芝生化も下田らしさ、よその自治体とは違う、教育にも観光にも経済にも頑張っている下田であることを積極的にアピールしていかなばならないと思い、いたしました。

財政再建にある程度の目安のついた現在、下田としての特色、下田でしかないものを、下田が一番進んでいるものと考え、そして実現していかなばならないと思います。下田市は今後どの方向に向かって進むかを最後の質問として私の趣旨質問を終わります。

私たち市民が心から笑顔で働き、そして日々暮らしていける下田でありますように。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 岸山議員のほうから下田の観光についてということでのご質問でございます。

今年の夏、大変天気に恵まれたんですが、本当にお客様、海水浴場、どこを見てもかなり人が少なかったという、総体的に天気に恵まれたせいで、数とすれば最近では2番目の数になっておるといようなことでございましたけれども、やはり今後の夏の観光のあり方を見直すという、何か一石を投じられたような気がいたします。

議員がおっしゃいますように、四季型観光を目指すというのは、これはもう早くから我々行政側も提案をしておりますし、夏だけの下田じゃないといようなことで、いろんなイベントの充実というのを図っているところでございます。

まずはこの夏型観光への過度の依存というものをやっぱり今年の反省を見て考え直す時期だろうというふうに思います。今でもいろいろ体験型の企画等は打っておるんですが、なかなかこれがきちっと決まるまではいってない、それから情報の発信もなかなかうまくいってないのではなかろうかというふうに思います。今現在40種類ぐらいの体験メニューというのを下田市ではつくってございますので、これは既に下田市や、それから観光協会のホームページでご紹介をしているところでございます。こういうものをいかに一般化して周知していくか、これからの課題というふうに考えております。ぜひ官民一体となって、こういうものをしっかり充実したものにしていくべきであろうというふうに考えます。

それから、着地型観光業務の出番ということでございますが、観光圏、今取り組んでおる一義的な目的というのは、この着地型観光による滞在型というふうに考えております。下田市におきましても、ふるさと雇用の再生対策事業として、現在観光協会に職員を1人派遣をして手伝いをさせておるところでございますが、ぜひこの着地型観光商品を開発そしてPRして販売を推進していくと、それで誘客促進を図っていくということで頑張っていきたいと思っております。

また、旅行業者の取り組みにつきましては、既にJRとか、いろんな首都圏の各旅行会社の年初めのトップセールスを始めまして、あとは観光関係の皆さん方がキャラバン活動をしておるわけですが、これも旧態化しているわけでありましてけれども、やはりこの時代でありますから、旅行業者のご協力ということではPR業務はしていく必要があるかと

思います。体験を含めて伊豆をゆっくり散策するようなスローライフな旅行パッケージ、これはまさにこの伊豆観光圏の中で、伊豆の各行政体が連携をしながら取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。

先般、中国からお客様が来て、先日浙江省でお会いした方々でございましたけれども、この方々が伊豆というのは全く中国人として考えてないという、それほど伊豆というのが川端康成「伊豆の踊り子」、それから修善寺、この辺は名前としてはよく知っているけれども、実際に旅行の対象としてなかなか中国の旅行の目的地として上がってこないというお話をしておりました。しかしながら、西伊豆に1泊をいたしましてお話をさせていただいた中では、西伊豆の夕日等を見て、あるいは西伊豆の海もきれいだったものですから、大変感激をしておりまして、翌日下田へ入って伊東へ抜けて熱海から鎌倉へ行ったという中で、伊豆をしっかり見ていただきました。

同行いたしました中国友好協議会の方が、あえて伊豆へ行きなさいということで、北海道へ行く予定を伊豆に変えさせたということに対して、大変私もありがたく思って、すぐ礼状を出して、また今日向こうからもお手紙が来て、大変先方の方々が伊豆のすばらしさをびっくりしていたということで、確かに議員がおっしゃるように、距離としては大変不便なところ。ですから、一般の団体というのはなかなか時間的な制限があってあれかもしれませんが、今中国の大変大きな力というのは、我々も先般行ってきて、副議長ともども見てきたんですが、富裕層の方々というのが大変多くなってきています。ですから、最近その富裕層の方が来られると、当然京都とか、向こうとか、大阪とか足を伸ばして、必ず銀座を回って銀座で大きな買い物をしていく。大変銀座としても今ターゲットが中国人だというお話をしておりました。

そういうことを踏まえても、その反面、中国にない水のきれいさ、海のきれいさというのはあこがれておるとい話を聞きました。青い海を見たいというようなことで、まさにこの伊豆の下田、それから西伊豆方面というのは大変すばらしい地域であるということで、ぜひ帰られた方々がもう少し伊豆を知りたいというようなことをおっしゃっていたというようなご返事がありましたので、やはりそういうところにポイントを絞ってこれから、今まで中国というのは余り我々も視野になかったんですが、そういう富裕層の方々をこちらに呼ぶというような旅行形態というのを少し努力をしてみるべきではないかと感じたところでございます。

そういう中で、先ほどのスローライフの関係も、ちょうど西伊豆の町長とご一緒だったも

のですから、もうぜひ市長、やっぱり伊豆全体でこの中国のお客さんたちを迎えること、あるいは一般のお客様を迎えるにしても、連携をしていこうというような持ちかけがありましたので、まさにそのとおりというご返事をしたものですから、今県のほうからご提案がありますジオパーク構想というものが、1つはかなり広域の行政の中のパイプがよくなるのではなからうかということで、こういうことを考えながら頑張ってみたいというふうに思っております。

下田が今後どのような方向に向かうかというようなことでございますが、やはりストーリー性のある、下田の場合は歩いてもらうということが大変下田の魅力の発信になりますし、まちを歩いて海を見てもらって、この自然のすばらしさを体験してもらうような滞在型のお客さんを目指すような四季型観光というものをしっかり目指していくべきであろうというふうに考えております。

2つ目の伊豆縦貫道の問題でございますが、1つはこれから国・県に対してどのように働きかけていくのかというご質問でございますが、現在、東駿河湾環状道路については、昨年の7月に一部供用されましたが、現実には塚原のところで国道の渋滞をまた生んでおるということで、今我々三島の市長さんともよくお話をして国にお願いしているのは、早く中央道へつなげていただくということを頑張ってもらいたいということでございます。早いうちに中央道へつながると思いますので、天城北道路のほうも用地はほとんど完了して、工事着工となります。

こういう中で、問題の天城を越えて下田に入ってくる部分、計画はあっても天城はほとんど手をつけられない状況だと思しますので、河津下田間の2期のほうを早く着工していただきたい、これが事業効果が高いのではなからうかということで、仮称でありますけれども、須原インター、河津インター、ここを早く早期着工、これを方向転換しまして、県とともに国のほうに要望活動をしておるところでございます。

1期につきましては、都市計画決定の手续があつて時間がかかるというふうに思いますが、まず2期のほうを早く事業着手をして、天城を下ってきたところから河津インター、須原インター、トンネルを掘ることによって約15分の時間短縮ができるのではないかとということで、大きな成果が出てまいりますので、こういうところから414の拡幅整備に結びつけながら、こちらに来られることを頑張っていきたい。

それから、国への要望につきましては、地元の国会議員の皆さん方に要望活動しております、早期の全線開通というのを目指していきたいというような形で、先ほど言ったように

内容的にも伊豆中央道への早期接続と下田側の着工ということをお願いをしているところがございます。

この縦貫道ができるのと企業誘致ができるのではないかなというようにございしますが、確かに縦貫道がかなりできてきますと、さまざまな施策を見直す必要が出てくるというふうには思います。特に医療機関のアクセスも向上しますし、災害等の安全対策、それから通勤帯、通勤道路ということにもなる可能性がありますので、大変大きな影響があると思いますが、なかなかその段階で企業誘致をするというようなところまで果たしていくのかどうかということは、我々は疑問をまずは持っております。

現段階で企業誘致をするための土地を確保するとか、そういうところまではとても施策とすれば打てない状況でありまして、やはり東海道沿線と比べる、東名の沿線と比べると不利な状況であることは変わらないものですから、企業誘致というのは簡単には進まないという中で、どういう企業誘致ができるのかというような、やっぱり業種の選択等も含めて、担当の部署もありますので考えていきたい、こんなふうに思います。

学校の芝生化というのは、前にも議会で言われましたけれども、今年の夏に豊島区へ行ったら、豊島の学校のグラウンドはすべて芝生化でありました。大変きれいなやっぱり東京都だなというふうな感じを持って、あれを見たときには、やっぱり下田のグラウンドも芝生化というのがいいのかなと思ったんですが、なかなか観光客が来て、下田は進んでいるなというふうに見られるグラウンドというのは余りないですね。下田小学校も裏側になっちゃいますし、下田中学校も上です。だから、そういう議論には結びつかないのかもしれませんが、そういう提案というのもまた学校側でも考えていると思いますので、一応前の議会での要望と今回の要望という中では、頭の中に入れさせていただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 答弁漏れございますか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） ほとんど市長のお答えで終わったかと思ったんですが、観光圏のもう少し細かい点ということでしょうかね。

〔「横のつながり」と呼ぶ者あり〕

観光交流課長（山田吉利君） 横のつながりですね。そうですね、観光圏、今下田観光協会、そして私たちのほうが中心となって、リード役となって動いているわけですがけれども、当然自治体行政のサポートがないとできない事業ということで、いろいろ各市町との連絡役を下

田のほうを務めております。

市町は観光圏の母体となっております伊豆観光圏整備推進協議会の中の共同事業者の一員でありまして、この観光圏整備法の中で予算的な面の負担が義務づけられております。また、各地域の観光協会を中心とした組織づくりなども当然必要となっておりますので、観光協会のほうは非常にうまく連携がとれているのかなと思っております。その辺についてのパイプとして、事業の企画、立案とか、実施への参画をしていきたいということと、現実にいるいる県とのパイプ役とか、国のほうの観光庁の中部支局であります中部運輸局との連絡役を今市のほうがやっているところです。

また、今後、先ほど市長のほうから西伊豆のお話も出ました。西伊豆町長さんも連携ということでお話されているということで、松崎、西伊豆、それから伊豆市、そういったところも含めた上で、今後はその部分も重要な部分で、最終的には伊豆全体が目標でありますので、そういうことでのパイプ役として、私どもだけではなくて、いろんな市町との連携を最重要視していきたいと考えております。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） 先ほど市長が話したとおり、中国人の観光のことなんですけれども、これから先ほども質問の中にありますとおり、日本の旅行社が中国人のパッケージをつくることができるという、参入できるということを聞きましたので、中国の方は富士山と海がとても魅力があるというふうに感じるらしいので、ぜひ西伊豆からの海と富士山が最高のロケーションになり得る可能性もありますので、そういうパッケージを、特に着地型旅行はパッケージもつくれるということですので、そのパッケージをつくってはいかがですかという形を聞いたんですけれども、それについては課長で結構ですけれども、どのような見解を持っているかお尋ねします。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 着地型旅行業務ということで、当初観光圏という話の出る前に、ふるさと雇用関係の制度で着地型旅行商品開発業務ということで、臨時の職員を昨年10月から観光協会のほうで業務委託ということで雇用しております。約1年弱ですので、まだまだ実績というところへは行っておりませんが、いろいろな旅行会社からの提案や、こちらからバス会社とか、そういったもので下田独自の商品を共同で提案し企画してということが何件あります。

風の花まつり等でも、花のかざぐるまをバスの中でつくっていただいて、飾っていただく

ということとか、バスで来てビーチコーミングといいますか、磯散策をしながら貝を拾っていただいたり、それを使ってシークラフト、それを使った工作ですか、そういったものをしていただいたりとか、そういう四季型観光につながるようなものも少しずつ今つくりつつあります。JTBさんとか、大人の休日倶楽部等、バス会社、旅行会社等、JTBとか大手とか、そういったこともあるんですけども、やはりそれぞれのバス会社と個別に企画をつくると、そういう意味でもまたその企画づくりにつながっていくのかなと思っております。

観光圏の一番の特色は、もちろん国の補助金とか県の補助金もあるんですが、まず大きいことは、その着地型旅行商品の開発といいますか、売ることが旅館でできると。もちろんこれは一定の研修を受けた旅館さん、ホテルさんに限られますけれども、伊豆観光圏域内での着地型旅行商品を旅館の窓口で売ることができると、そういったことを今目指しております。各旅館組合さんや重立った旅館さんに声をかけておりまして、今年の多分冬になると思いますが、中部運輸局のほうの主催で研修があります。その研修を受けていただいた方については、それは1日だけ受ければよいということで、普通ですと1年に1回の旅行業管理者の試験を受けなければならないということで、それに合格しなければだめ、そして数百万円、1,000万円程度のお金も用意しなければだめだということなんですけれども、これについては、例えば伊豆急トラベルさんという今旅行業者がありますよね。その代理店として旅館がなることができるというようなことで、23年度にはそういったものを何軒かの旅館さんができるようになるのではないかなというふうに考えております。今のところ伊東から南伊豆の間でその旅館さん、ホテルさんをピックアップしているところです。

そういうことで、どんな商品、要するに魅力はそれぞれもう既に持っておりますので、それをどうつなげていくかという商品づくりといいますか、そういったものを目指していければなというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） ちょっとさっき1つ言ったんですけども、中国人旅行者についての誘客というのは、中国人旅行者は大体1人平均16万円ぐらい消費するとかという話ですので、すごい経済的にもメリットがありますので、その辺については誘客についてはいかがですか。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 中国人の旅行者の方につきましては、私も先日市長のほうに同行させていただいて、上海の万博、静岡ウイークによさこいの皆さんと一緒にやってきた

わけですけれども、その中で、現地ガイドの会社がありまして、そのガイドさんのお話の中で、やはり先ほど市長が言われたように、まだまだ伊豆は知られていないと。今のところゴールデンルートと言われる東海道沿線にどうしても団体として集中してしまうということで、とにかく知名度を上げる努力をするべきだというアドバイスというか、そういったものをいただきました。

当面は、いきなり中国人の方が伊豆に団体でどっと来るというのは、なかなかまだまだ難しいかなと。その第2弾として、リピーターとして来られるときのためにPRは欠かせないなというふうに考えておりまして、この辺のPRについては伊豆観光圏や静岡県の観光協会、静岡県のほうにのっかるような形になると思うんですけれども、なかなかお金がかかるPRですので、この外国へのPRというのは、その辺については下田市単独ではなかなか難しいと考えておりますので、広域でのやはりPRが必要だろうというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） すみません。観光課ばかりで申しわけないんですけれども、市長の中でイベントの充実を図っている等の話がありましたけれども、この情報化の時代、こういうイベントをやっているという発信が一番必要だというふうに議員の方々も言っておりますけれども、伊豆観光圏からちょっと離れますけれども、熱海は割とイベントの発信が上手で、誘客にかなり結びつけているというような感じがします。その辺に関して、熱海からちょっと学びというか、そういうのを盗むというか、つるしてくるというような考えはいかがでしょうか。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 観光圏につきましては、残念ながら熱海市さんは別な方向へ行ってしまったので、その辺はまた今後であります。当然観光推進協議会という従来からの組織もありますので、その辺については熱海市さんも含めて一緒にPR活動をさせていただいておりますので、向こうの課長さんとか、観光協会の方とか、つながりはありますので、確かに熱海市さんはいろんなイベント、旅館組合さんなんかかなり力が強いということもありまして、そういった各種イベントについては、当然予算等も多分大きなものが旅館さん等も持っておりますので、見習うべき点は多くあるというか、かなり見習わなければならないことのほうが多いのかなというふうに感じていることは事実です。

今後も観光圏で離れたからといって、決して別々に行動するというのではなくて、いろ

んな組織の中で一緒になりますので、いろいろ意見を聞いたりとか参考にはしていきたいなというふうに考えております。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） ちょっと縦貫道についてですけれども、先ほども言いましたとおり、先日国交省の担当の方と話したとき、市長が2期目を先にと話しているという話をしましたけれども、ああそうですねぐらいな感じで軽く流されたに近いような形でしたので、ぜひ市長としてももう少し完全に目に見える着工みたいなものを早急にしてもらうようにアピールしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、今選挙をやってますよね、党が。党の選挙をやってますけれども、その片方の方がもし当選の場合は、公共事業のため地方に高速道路をつくらせると。経済復興のために地方に高速道路をつくらせるとおっしゃってましたけれども、もしその片方の方が受かった場合は、市長としてどういう考えを持っているか、ちょっとお尋ねします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ちょっと答えができないようなご質問だったというふうに思いますので、ご勘弁願いたいと思います。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） ぜひとももう一方のほうを受かった場合は、国会議員の方々にさらなるアピールをしていただいて、縦貫道を早期着工、完成をお願いしたいと思います。

そして、最後にですけれども、今後、下田としての特色、下田にしかないもの、下田らしさを考えていかなければならないという話でしたけれども、これについて答えは要りませんが、私見ですけれども、例のペリーが来たとき、下田のまちはごみ一つなくきれいなところで驚いたという逸話が残ってますけれども、それはごみがないんじゃなくて、日本はごみを出す必要がなかった、そのくらいリサイクルが進んでいて、例えば肥だめがあったりとか、猫のえさじゃなくて食べ残しをやったりとかという、そういうリサイクルが進んでいたと思うんですね。

市長は、下田はごみがなくてきれいな、そして花いっぱいのにしたいというところがあったと思いますので、下田にはやっぱりエコが一番似合うんじゃないかと思います。エコのごみ削減には、環境対策課長にも言ったんですけれども、BDFとか段ボールコンポストは富士市のほうに残念ながら先に持っていけましたけれども、今後ちょっと取り組んでもらいたというのは、市長の嫌いな風力発電ですけれども、環境破壊をするような風力発電で

はなく、その環境破壊の風力発言は私も嫌いですので、家庭用にもなるベルシオン風車という風車があるという話です。風力発電では。太陽光パネルと比べると随分安上がりで、そして効果もあるという話もありますので、ぜひその辺も自然環境、またCO₂削減に結びつくと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 答弁求めていますか。

6番（岸山久志君） いいです。

議長（増田 清君） これをもって、6番 岸山久志君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時37分散会